

# 第4回滋賀県自治創造会議 次第

日時：平成20年(2008年)8月11日

10時30分から

場所：県庁新館7階大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

(1) 総合地方機関のあり方について(論点整理)

(2) 平成21年度滋賀県県政経営の基本方針(案)について

(3) その他

- ・ 福祉医療制度検討会報告書について
- ・ 関西広域連合構想について

## 3 閉 会

### [配付資料]

- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料1 - 1 : 総合地方機関のあり方について(論点整理)概要版
- ・ 資料1 - 2 : 総合地方機関のあり方について(論点整理)
- ・ 資料1 - 3 : 総合地方機関についての市町意見のまとめ
- ・ 資料1 - 4 : 総合地方機関(振興局等)の見直しスキーム
- ・ 資料1 - 5 : 総合地方機関のあり方(イメージ)
- ・ 資料2 : 平成21年度滋賀県県政経営の基本方針(案)
- ・ 資料3 : 福祉医療制度検討会報告書
- ・ 資料4 : 分権改革推進本部第3回本部会議申し合わせ

## 第4回滋賀県自治創造会議 出席者名簿

日時：平成20年(2008年)8月11日(月)

10時30分から

会場：県庁新館7階大会議室

### [ 市 町 ]

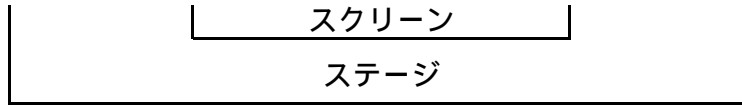
大津市副市長	佐藤賢	安土町長	津村孝司
彦根市長	獅山向洋	日野町長	藤澤直広
長浜市長	川島信也	竜王町長	竹山秀雄
近江八幡市長	富士谷英正	愛荘町長	村西俊雄
草津市長	橋川涉	豊郷町長	伊藤定勉
守山市長	山田亘宏	甲良町総務主監	野瀬喜久男
栗東市長	國松正一	多賀町長	久保久良
甲賀市収入役	南清	虎姫町長	山内健次
野洲市長	山崎甚右衛門	湖北町長	南部厚志
湖南市長	谷畑英吾	高月町長	北村又郎
高島市副市長	山内敬	木之本町長	岩根博之
東近江市長	中村功一	余呉町長	二矢秀雄
米原市長	平尾道雄	西浅井町長	熊谷定義

### [ 県 ]

知事	嘉田由紀子		
政策監	上原正男	総務部長	川口逸司
管理監(企画)	北川正雄	健康福祉部次長	深尾善通

# 第4回滋賀県自治創造会議 配席図

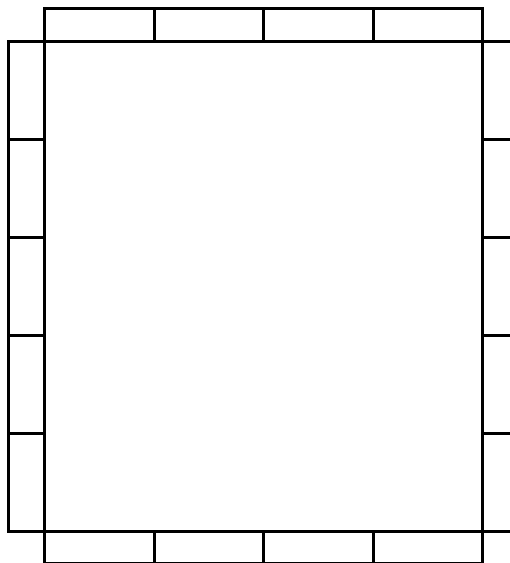
日時：平成20年8月11日(月)  
10時30分から  
場所：県庁新館7階大会議室



愛 竜 日 安 米 東 高 湖  
荘 王 野 土 原 近 島 南  
町 町 町 町 市 江 市 市

報道関係者席

豊郷町  
甲良町  
多賀町  
虎姫町  
湖北町  
高月町  
木之本町  
余呉町  
西浅井町



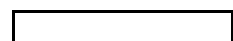
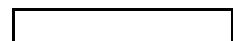
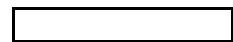
野洲市  
甲賀市  
栗東市  
守山市  
草津市  
近江八幡市  
長浜市  
彦根市  
大津市

随行者等席

随行者等席

健康福祉部次長  
管理監(企画担当)  
政策監  
知事  
総務部長  
自治振興課長  
自治振興課参事

(一般傍聴席)



出入口

出入口

総合地方機関のあり方について  
(論点整理)

概 要 版

平成 2 0 年 8 月

滋 賀 県



## 1 振興局、地域振興局および県事務所の現状

- (1) 「県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応する」ことを目指し、平成13年4月に6つの地域振興局を設置
- (2) 地域振興局の主な機能
  - ・地域経営機能 各地域振興局の圏域の一体的、総合的發展を図るため、圏域内の総合的な地域経営を行う機能
  - ・総合調整機能 部局横断的、機動的な対応を行うため、組織を地域振興局として一体化し、強化された機能
  - ・市町への支援機能 圏域内の市町の行財政システムの構築の支援、政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進の支援機能。
  - ・サービス提供機能
  - ・危機管理機能
- (3) 平成17年4月の再編  
市町村合併により、甲賀および湖西の地域振興局を甲賀と高島の県事務所に再編

## 2 総合地方機関の見直しの背景

- (1) 分権型社会における県と市町の役割分担の明確化
  - ・市町優先の原則、近接および補完性の原理
  - ・市町は身近な基礎自治体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理
  - ・県は広域の自治体として広域的、専門的な行政サービスの提供を担い、必要に応じて市町を補完する。
- (2) 市町村合併の進展  
地域振興局設置の当時に比較し、大幅に市町村合併が進展し、市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、基礎自治体として行政能力が一段と向上
- (3) 県から市町への権限の移譲
  - ・法律レベルにおいても、今後、県から市町へ権限を移譲することを検討
  - ・県独自で、更に市町に権限を移譲することを検討することが必要
- (4) 県の組織の見直し  
県の果たすべき機能を将来にわたり担っていくため、人員削減を進め、スリムでコンパクトな体制を構築するとともに、迅速で効率的な事務執行に徹することが必要

以上の背景を踏まえ、「新しい行政改革の方針」に基づき総合地方機関の見直しを実施

## 3 総合地方機関としての機能について

- (1) 部局間の総合調整機能について  
本庁各部の意向に従い執行される事業が関係する場合は振興局等での調整には限界があったが、地域で対応できる課題については管内の調整機能は向上し成果も出せた。
- (2) 圏域振興機能について  
圏域の総合的な地域振興プランを作成し、展開したということ自体は評価できるが、プランの実施については予算、権限が限定され総合的な地域経営には至らなかった。

### (3) 地域課題の解決、まちづくり機能について

地域予算による圏域振興事業は、予算、内容が限定的で、スポット的事業とならざるを得なかった面はあるが、所期の成果が上げられ、市町・住民の主体的取組へとつながった。

- ・一定の限界はあったが、圏域振興プランを作成し、振興策を展開するとともに、地域予算による圏域振興事業の実施により地域課題の解決等に寄与してきており、これらの展開が、市町、住民等へと受け継がれ、その主体的取組へとつながった。
- ・振興局等の市町村合併の支援の機能により、県内の市町村合併も大幅に進展し、着実に基礎自治体としての能力を備えつつある。その点では、振興局等はその使命を果たし、地域の総合経営機能は市町が担うべきものとなってきている。

## 4 総合地方機関の見直しの基本的な視点

### (1) 分権社会の実現に向けた見直しー総合化から専門化へー

市町優先の原則を踏まえた見直し

市町を包括する広域自治体としての県の役割を發揮できる見直し

小規模町等への支援機能も考慮した見直し

地方分権改革推進委員会、地方制度調査会の議論を見据えた見直し

### (2) スリムで効率的な組織体制に向けた見直し

### (3) 県民の視点からの見直し

## 5 総合地方機関の見直しの検討項目

### (1) 総合地方機関としての機能のあり方

#### ア 圏域における総合的な地域経営の機能のあり方

- ・市町優先の原則、近接補完の原則からも市町の役割として考えるべき。
- ・市町の意見では、振興局等に圏域での総合的な地域経営体としての機能を強く期待し、ビジョンを示すなどのリーダーシップの發揮が求められている。
- ・基礎自治体としての行財政能力を備えた市の区域では、基本的方向に従い見直す。が、小規模町等については、過渡期的に県が支援をするなど地域の実情を踏まえた弾力的な対応が必要

#### イ 現地における部門間の調整の機能のあり方

- ・地域振興局設置当時の理念と同レベルの総合調整機能を今後も地方機関に求めるならば、現在の局長をトップとする総合地方機関のような体制が必要
- ・しかし、現在の事業執行の仕組み等を踏まえれば、総合的な部門間の調整は本庁で担い、地方ではある程度の連絡調整、情報の共有化という機能を求めることが妥当とも考えられ、単独機関化して調整会議等で担保する方法もありうる。

#### ウ 市町の行財政運営への助言、市町の行政サービス向上に対する支援のあり方

- ・最終的には市町の行財政運営は市町の自律的な考えに従いなされるものだが、当面は県としても支援することが必要。ただし、内容が高度化、専門化していることから、本庁での対応も検討を要する。

- ・合併支援は、少なくとも合併新法の期限までは現状を維持する等の対応が必要
- ・市町の行政サービス向上に対する支援については、専門化、高度化する市町の業務に対して、県は職員派遣、市町の人材育成等の支援を充実することを検討

#### エ 危機管理機能あり方について

- ・単独機関化した場合でも、中心となる機関を置くことで対応が可能。
- ・各部局所管事案の場合、事案により担当機関が異なり迅速かつ総合的な対応が懸念されることから、実効性のある危機管理体制の構築を検討することが必要
- ・危機管理の現場のエリアを広域化することには情報収集、初期対応に時間が必要となるなど問題が多い。

#### オ 行政サービス提供機能のあり方

- ・サービス提供については、現地で行う必要があり、危機管理の面からも、現地事務所としての機能は存置することが基本
- ・県の広域的・専門的な役割を果たすため、各行政分野での専門性の向上が必要
- ・ただし、効率的な行政運営とともに一層のスリム化が必要である。
- ・こうしたことから、行政需要、行政客体の状況により集中化、拠点化あるいは単独機関化など、行政分野ごとに最適な行政サービスの提供体制とすることが必要

#### (2) 総合地方機関の組織のあり方

- ・現在の形態は、総合調整機能および危機管理機能については有効に機能を発揮する場面もあるが、必ずしも総合地方機関の形態でなければならないものではない。
- ・行政サービス提供機能では、行政分野ごとに課題や行政客体が異なることから、専門性の確保やサービス提供の最適な方法も異なり、現在のような総合地方機関の形態は、見直しを図らざるを得ない。
- ・総合地方機関の形態にとらわれず、行政分野ごとのサービス提供の形態を構築しつつ、総合調整機能、危機管理機能を発揮できる体制や仕組みを検討することが必要

#### (3) 各行政分野のサービス提供区域のあり方

行政サービスを効率的・効果的に提供するため、行政分野ごとに地域の行政ニーズや行政客体を十分踏まえ、単独機関化も視野に入れながら各サービス提供区域を見直すことが必要



総合地方機関のあり方について  
(論点整理)

平成 20 年 8 月  
滋 賀 県



はじめに

滋賀県では、平成13年4月に「県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応する」ため、県事務所、健康福祉センター、土木事務所を統合し、地域振興局を設置しました。その前年の平成12年は地方分権推進一括法が施行され、まさに「地方のことは地方で」という目標のもと、地域社会の自己決定・自己責任の領域の拡大を目指す動きが現実化しつつある時代でありました。地域振興局制度は、県庁内でその動きをいち早く取り入れ、時代に対応すべく設けられた制度であり、滋賀県の地方分権の志を示すものといえます。

しかし、時代の変化は一段とスピードを増し、合併特例法のもと「基礎的自治体が地域の行政を一貫して自主的、自立的に実施できるようにする」ため市町村合併が進んでいきます。滋賀県でも、平成16年10月の甲賀市、野洲市、湖南市の誕生を皮切りに、平成18年3月の大津市・志賀町の合併まで11回の合併が行われ、50市町村が26市町へと再編されました。現在、合併新法に基づき更なる市町村合併に向けての取組が進められる一方、第29次地方制度調査会では小規模市町に対する方策も含め基礎自治体のあり方が議論されています。このように、合併に伴い市町の基礎的な行財政能力が大幅に向上するなど、市町は分権時代において果たすべき基礎自治体としての機能を名実ともに備えつつあります。

また、去る5月28日に出された地方分権改革推進委員会の第1次勧告においては、基礎自治体優先の原則の下、住民に身近な行政は、できる限り、より身近な地方自治体である市町が担うのがふさわしく、地域における事務は基本的に基礎自治体である市町が処理し、都道府県は、広域自治体として、広域にわたるもの、その規模および能力において市町が処理するのが適当でないもの等を処理するとしています。そして、まちづくり・土地利用規制等、福祉・保健・医療および教育などの住民の日常生活に密接に関連する事務を中心に県から市町へと権限移譲を進めることとしています。今後、滋賀県でも、このような権限移譲を人的支援、必要な財源措置と併せて積極的に推進していく必要があります。

このように、市町が基礎自治体としての機能を備えつつある現在、分権時代の県と市町の役割を踏まえ、総合地方機関のあり方を考えることが必要です。地域振興局設置当時の理念である「地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応する」ことから、今、県に求められる「規模および能力において市町が処理するのが適当でないものを処理する」ことへ、いわば「総合化から専門化へ」と、県の地方機関のあり方を見直し、今後、迅速的確な対応が必要となる危機管理事案や子育て、医療等の県民の安全と暮らしを守る重要課題を県として適切に処理できる体制としていく必要があります。

滋賀県の財政状況は、今年度以降も財源不足が拡大すると見込まれており、また、財政調整基金の残高も底をつくという、非常事態とも言うべき状況であり、県の組織を常にあるべき姿となるように見直していく必要があることは言うまでもありません。先に述べたとおり、時代は今も大きく動きつつあります。国においては道州制の議論も進んでおり、地方自治の大きなフレームは未だ最終の姿を見せていない段階ではありますが、それを待っている訳にはいきません。時代の先を読みつつ、現段階でベストの姿となるよう、県の総合地方機関のあり方を探っていく必要があります。

今回は、このような考え方により、総合地方機関の持つ諸機能、総合地方機関という組織形態、その所管区域について、市町との十分な意見交換を行いつつ、広く庁内の意見を求め、論点の一定の整理を図ろうとするものです。



## 1 振興局、地域振興局および県事務所の現状

### (1) 設立

平成13年4月に従来の県事務所、健康福祉センターおよび土木事務所を統合し、6つの地域振興局（湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西）を設置

### (2) 設立時の考え方

県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応することを旨とする。

### (3) 地域振興局の主な機能

#### ・地域経営・総合調整機能

（地域経営） 各地域振興局の圏域の一体的、総合的發展を図るため、圏域内の総合的な地域経営を行う機能。なお、サービス提供機能として地域振興局が担う県行政の地方機関としての業務においても、圏域の視点に立った事業の展開が行われているが、その部分はサービス提供機能の一部ととらえる。

（総合調整機能） 従来の各事務所、各部局により縦割りで所管されていた事業について部局横断的、機動的な対応を行うため、組織を地域振興局として一体化し、強化された機能

#### ・市町への支援機能

圏域内の市町の行財政システムの構築の支援、政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進の支援機能。なお、この機能についても、地域経営機能と同じく、サービス提供機能として行う各行政分野において市町の支援を行うことがあるが、その部分はサービス提供機能の一部ととらえる。

#### ・サービス提供機能

県民生活・商工労働、税務、健康福祉、環境、森林、農業、土木等の各行政分野において、地域振興局として組織される以前から、各事務所が担ってきた県の地方機関としての行政サービス提供の機能

#### ・危機管理機能

現地に近いところで初期対応および情報収集を行うため、圏域をエリアとし、地域振興局として総合的な体制で局長の指揮命令のもと行う危機管理の機能

### (4) 平成17年4月の再編

市町村合併の進展状況により、段階的に所管区域の広域化と機能の見直しを行うこととし、甲賀地域振興局および湖西地域振興局について、地域経営機能および市町への支援機能をそれぞれ南部振興局と本庁に集中化し、行政サービス提供機能と危機管理機能を担う甲賀県事務所と高島県事務所を設置した。

## 2 総合地方機関の見直しの背景

### (1) 分権型社会における県と市町の役割分担の明確化

分権型社会では、県と市町はそれぞれの性格に応じた役割分担を明確にし、相互に競合しないようにしながら対等のパートナーとして連携、協力することが必要である。

市町優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえ、市町は住民に身近な基礎自治体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理し、県は市町を包括する広域の自治体として広域的、専門的な行政サービスの提供を担い、必要に応じて市町を補完する。

地方分権の進展に伴い、このような考えを基本に、総合地方機関の担う地域経営機能、市町への支援機能を見直していく必要がある。

### (2) 市町村合併の進展

地域振興局設置の当時に比較し、大幅に市町村合併が進展し、市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、基礎自治体として行政能力が一段と向上している。このように、市町合併により分権型社会の市町の役割を担いうる能力を備えた基礎自治体が整備されてきていることから、総合地方機関の地域の経営主体としての使命を見直していく必要がある。

一方で、人口1万人未満の町が8団体存在するほか、合併新法に基づき3地域で市町合併の推進の構想がある状況であることから、すべての市町において基礎自治体としての体制が整うまでは、県は、当面、政策立案機能の補完、行財政能力の向上を支援するなどの市町への支援機能を果たしていくことが求められる。

### (3) 県から市町への権限の移譲

市町優先の原則、近接および補完性の原理から、法律レベルにおいても福祉、医療保健、教育、まちづくり、事業活動規制等の分野で、今後、県から市町へ権限を移譲することが議論されているほか、県独自で住民サービスの向上、市町の個性ある地域づくりの推進、事務処理の効率化が図られるような事業について、更に市町に権限を移譲することも検討する必要がある。

このように県民に身近な行政サービスが、市町に移譲されるならば、当然、その事務を担っていた機関については、行政サービス機能、所管区域のあり方を検討していく必要がある。

### (4) 県の組織の見直し

地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の中、県の果たすべき広域的、専門的機能を将来にわたり担っていくためにも、人員削減を進め、スリムでコンパクトな体制を構築するとともに、迅速で効率的な事務執行に徹する必要がある。

この点からも、総合地方機関の形態が今後も必要であるかどうか、また、行政サービスの事務の現状から現在の組織、所管区域が妥当であるか検討する必要がある。

以上のような総合地方機関を取り巻く背景を踏まえ、平成20年3月に策定した「新しい行政改革の方針」の取組項目「4 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し」の一つとして総合地方機関の見直しに取り組むものである。

### 3 総合地方機関としての機能について

地域振興局設置後7年を経過し、「県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応することを目指す。」という所期の目的が達成できたかどうかの検討を行う。

#### (1) 部門間の総合調整機能について

市町合併の推進、環境問題・開発事案への対応、危機管理事案等において機動的、部局横断的な対応が有効に機能したほか、地域振興局内会議、地域振興局管内の関係機関の調整会議の開催等により、課題、情報の共有化が図れ、振興局等の総合調整機能の発揮につながった。

一方で、令達予算により執行される事業、本庁の企画・立案に係る事業については、本庁の担当部局の意向により事業執行が図られるため、振興局等内のみで総合的に調整することができず、本庁との調整が必要となるなど、現在の事業執行の仕組みでは振興局等で調整機能が十分果たせない場合も多かった。

これらのことから、本庁各部の意向に従い執行される事業が関係する場合は振興局等での調整には限界があったものの、地域振興局の設置により、地域で対応できる課題については管内の調整機能は向上し、成果をあげることができたといえる。

#### (2) 圏域振興機能について

平成15年の滋賀県中期計画策定にあわせ、圏域ごとに地域振興局が中心となり地域振興プランを策定し、市町村横断的な地域振興の構想を示すことで地域にふさわしい振興策を示すことができ、また、このプランに基づき地域振興局自らが振興策を展開し、市町の施策を誘導・調整してきたことは地域の均衡ある発展に寄与する取組みであったといえる。更に、そのことが市町の主体的な地域振興の取り組み体制の芽生えにつながったという面もある。

なお、このような目に見える事業展開のみでなく、局長を先頭に現場に近いところで情報を収集し、様々な面で地域経営的な視点で目配りをするすることで、住民、市町の信頼を得、円滑な事業執行が可能となるなどの効果もあった。

一方で、地域振興プランの実施については、地域振興局の予算、権限が限定され、事業の多くが本庁の方針で動いており、実効性が乏しかったという面は否めない。

その他、市町合併の進展により、地域振興プランが市町の総合計画と重複し、実施主体が振興局等か市町か不明確となったという面もある。

これらのことから、圏域の総合的な地域振興プランを作成し、展開したということ自体は評価できるが、プランの実施については予算、権限が限定され総合的な地域経営には至らなかったといえる。更に、合併後は、市町との役割分担が不明確となっているといえる。

#### (3) 地域課題の解決、まちづくり機能について

地域予算を活用した圏域振興事業では、地域それぞれの課題の解決や地域の特性を活かした個性あるまちづくりの推進について成果が得られた。特に、事業を住民、NPO、

事業者、市町等との協働により進めることにより、意識が高まり、住民や市町の主体的取組みの芽生えにつながったともいえる。

一方で、圏域振興事業は予算、事業内容が限定的であり、縦割りサービスの隙間を埋めるような事業となり、地域経営の観点では事業展開は十分ではなかった点は否定できない。

これらのことから、振興局等の地域予算により実施してきた圏域振興事業は、予算、内容が限定的であり、スポット的な事業とならざるを得なかった面はあるものの、振興局等の独自の取組みとして展開でき、地域課題の解決・まちづくり機能としては所期の成果が上げられ、しかも、市町・住民の主体的取組へとつながったといえる。

以上の評価から、振興局等においては、予算、権限等が限られ、一定の限界はあったものの、圏域振興プランを作成し、地域にふさわしい振興策を展開するとともに、地域予算による圏域振興事業の実施により地域課題の解決、個性あるまちづくりの推進に寄与してきた。そして、これらの展開が、市町、住民等へと受け継がれ、その主体的取組へつながってきているといえる。

また、振興局等の市町村合併の支援の機能により、県内の市町村合併も大幅に進展し、県内の市町は着実に基礎自治体としての能力を備えつつある。その点では、振興局等はその使命を果たし、振興局等に期待された地域の総合経営機能は市町が担うべきものとなってきている。

#### 4 総合地方機関の見直しの基本的な視点

##### (1) 分権社会の実現に向けた見直しー総合化から専門化へー

市町優先の原則を踏まえた見直し

- ・地域振興、圏域振興等は、市町が主体となる見直し
- ・住民に身近な行政サービスは市町が担うという考え方による権限移譲の推進を視野に入れた見直し

市町を包括する広域自治体としての県の役割を發揮できる見直し

- ・迅速的確な対応が必要となる危機管理事案や子育て、医療等の県民の安全と暮らしを守る重要課題など県が担うべき広域的な行政、専門性を要する行政等の充実・強化につながる見直し

小規模町等への支援機能も考慮した見直し

地方分権改革推進委員会、地方制度調査会の議論を見据えた見直し

市町からも、県と市町の役割を明確にし、県と市町の協働体制を確立することが必要である、専門性を持つ県と現場をよく知る市町がパートナーとして補完しあうことも検討されるべきとの意見が寄せられている。ただし、県と市町の役割の整理が単に県の地方機関の肩代わりを求めるものであれば県と市町の信頼関係を損なうとの意見もあったので留意すべきである。

##### (2) スリムで効率的な組織体制に向けた見直し



行政サービスの内容、客体等を踏まえた業務の広域化、本庁・地方機関との業務分担の再整理等による効率的な業務執行を目指した見直し

市町からも、県庁、振興局、市で重複している部分は、組織のスリム化、事務の簡素化の視点から検討が進められることを期待するとの意見がある。

### (3) 県民の視点からの見直し

行政窓口を明確にするなど県民に分かりやすく、利用しやすい組織とするとともに、県民が求める質の高いサービスの提供ができる体制とする見直し

市町からも、振興局等では複数の部課が一箇所に集まり分かりやすく便利であるとの意見がある一方、振興局等の課の事務分掌が県民には分かりにくいとの意見がある。

## 5 総合地方機関の見直しの検討項目

### (1) 総合地方機関としての機能のあり方

#### ア 圏域における総合的な地域経営の機能

##### (ア) 基本的な考え方

滋賀県は広域自治体として滋賀県域の総合的な地域経営を行うものであり、その基本となるのが滋賀県基本構想である。そして具体的には、県が担っていく環境、森林、福祉、医療、商業、観光、農業、土木などの行政分野ごとに構想を作り事業展開を図っていくこととなる。その際には、実施単位として一定のエリアを設定したり、地域差を考慮して実施内容を検討したり、地域単位でのビジョンを示すこともありうる。また、県内の一地域のみを対象とした特定プロジェクトが生まれ、その地域に限っての構想が出されることもありうる。

しかしながら、現在の振興局等のように一定の圏域について、県が総合的な地域経営を考え、実施していくことは、市町合併が進展した状況では、市町優先の原則、近接および補完性の原理からも、市町の役割として考えるべきであり、県は広域的課題の解決や専門性の高い行政分野での地域経営機能を果たせばよいと整理できる。ただし、市町合併が進んでいない地域等では、市町の枠を超えた視点で地域特性を活かした振興策をリードするなど県が地域経営機能を果たすことも考慮する必要がある。

##### (イ) 市町意見

市町からは、地域振興・地域経営は市町が主体的に行うべきとの意見もあるものの、振興局等に圏域内の総合的な地域経営体として圏域の地域振興を強く期待するとの意見や圏域のビジョンや方向性を示し、地域全体を捉えた活性化策を展開するとともに地域経営のリーダーシップを発揮することが求められるとの意見が強く、圏域振興には圏域の実情を把握し、圏域ごとの県政推進の役割を担う振興局等と市町との連携・調整が重要との意見もある。

#### (ウ) 機能のあり方

市町合併で基礎自治体としての行財政能力を備えた市の区域においては、基本的方向に従いこの機能の見直しを行うとしても、小規模町等については、過渡期的に県が何らかの支援をするなどの地域の実情を十分に踏まえた弾力的な対応が必要である。もっとも何らかの支援を行うにしても振興局等が総合地方機関として果たすべき圏域振興機能を十分に果たせてこられなかった点を考慮し、どのような形態で支援するのが良いのかは検討することが必要である。

なお、県の担う各行政サービス分野において、必要に応じて圏域の視点にたち事業展開を図ることは、これまでと同様である。

### イ 現地における部門間の調整の機能

#### (ア) 基本的な考え方

県の部門間の横の調整機能である総合調整機能は、地方分権の進展にかかわらず、本庁においても地方機関においても必要であり、このことは地域振興局設置当時と特に変化はないと考えられる。

もっとも、現在の振興局等では十分な総合調整機能は果たしていないとの評価があり、その原因として、事業の多くが令達予算により執行される等本庁の方針・権限により事業が展開されることが多く、振興局等のみでは調整できないことが指摘されており、その点を踏まえ地方での調整機能をどのレベルまで求めるのかを整理し、検討すべきであるといえる。

地方での総合調整機能を確保するには、現在の振興局等の制度が唯一のものではなく、通常の調整機能であれば組織の形式にこだわらなくとも関係機関・部局間で可能といえる。ただし、指揮命令系統が明確で部門間の総合調整が円滑にできる現在の振興局等の制度以上の総合調整機能を発揮できる制度については具体的には想定できない。

#### (イ) 市町意見

市町からは、振興局等の総合調整機能はほとんど機能していないので振興局等の必要性は低い、また、各部門の業務が専門化しており振興局等に調整機能まで期待するのは無理との意見や本庁で一括対応すればよいとの意見がある一方、本庁では複数課にまたがる事務についても振興局等では一箇所で助言してもらえ、また、振興局等で部局横断の調整機能を発揮するには、本庁からの実質的な権限移譲が必要であるとの意見もあった。

なお、市町からは振興局等に総合調整機能として管内の市町間の調整を期待するとの意見が多くあったが、この部分は県の各行政分野における圏域調整に係るものと考えられ、各行政サービス機能を展開する際に、十分に市町間の調整機能を果たすべきである。

#### (ウ) 機能のあり方

地域振興局設置当時の理念と同レベルの総合調整機能を今後も地方機関に求めるならば、現在の局長をトップとする総合地方機関のような体制が必要と考えられる。しかし、見直しの背景、現在の事業執行の仕組み等を踏まえれば、今後は、

事業執行に係る総合的な部門間の調整は方針の決定権を有する本庁で担い、地方ではある程度の連絡調整、情報の共有化というレベルの機能を求めることが妥当とも考えられ、この場合は、必ずしも総合地方機関等としての組織でなくとも、単独機関化して調整会議等で担保する方法もありうると考えられる。なお、その際もどこかに総合的窓口機能を持たせるなどの工夫は必要であるとともに、地域で解決すべき専門的課題等により複雑な調整が求められる場合への対応も検討することが必要である。

## ウ 市町の行財政運営への助言、市町の行政サービス向上に対する支援の機能

### (ア) 基本的な考え方

この機能については、地方分権の考え方、市町合併の進展を踏まえれば、市町に対する行財政指導、財政支援から環境、農政、土木等の専門化、高度化する市町の業務への支援にシフトすべきであると整理できる。ただし、小規模町等へは財政支援、行財政指導も配慮が必要である。

なお、合併支援については、合併新法の期限まではその機能は不可欠であり、近い距離で微妙なニュアンスの情報を交換しつつ、振興局等ですべきと考えられる。

### (イ) 市町意見

市町からは、合併等により総体として市町の健全な行財政システムの構築能力や政策立案能力が向上していることから市町への支援の期待は低下している、市町への支援は合併など一定の分野でよいとの意見があり、一方、市町の基礎自治体としての専門的知識、体制整備への支援、専門的分野での職員派遣、人事交流を希望する等専門的分野での県の人的支援を期待する意見が多い。

ただ、地域の実情にあわせてきめ細かな指導・支援への期待、身近な相談窓口への期待もある。

### (ウ) 機能のあり方

支援の内容に応じて以下のとおり整理できる。

市町の行財政運営への助言について 地方分権の考え方からは、最終的には市町の行財政運営は市町の自律的な考えに従いなされるものであり、県が指導するものではないと言えるが、当面は県としてもその自律的運営を支援することが必要であり、また、その他にも法定の協議、全国調査への対応が必要である。よって、引き続きこの機能は果たしていく必要があり、その内容がより高度化、専門化していることから、本庁での対応も検討すべきである。

ただし、小規模町等については、より支援の必要性が高いと考えられるため、身近なところでの窓口機能を残すなど何らかの措置が必要かの検討を要する。

市町合併支援について 少なくとも合併新法の期限までは現状を維持する等の対応が必要である。

市町の行政サービス向上に対する支援について 専門化、高度化する市

町の業務に対しては県の専門性を活かし、職員派遣による技術指導、市町の人材育成の視点による支援を充実することを検討すべきである。

## エ 危機管理機能

### (ア) 基本的な考え方

この機能については、油や危険物の流出事故、鳥インフルエンザ、コイヘルペス対策、硫化水素自殺への対応等有効に機能した事例があり、また、今後も起こりうる危機管理事案に迅速かつ的確に対応することが必要である。

現在の局長をトップとする総合地方機関としての形態においては、指揮命令系統も明確で、比較的有効に危機管理機能は働いている。一方、単独機関化した場合は事案等に応じて次のように整理できる。

大規模自然災害等危機管理局所管事案

関係機関の長による地方本部体制を編成すれば対応できるが、統括部署、リーダーが必要となる。

各部局所管事案

担当部局がその都度異なり、迅速、統一的な対応に懸念がある。

平常時

指定機関が対応するが、効果的な防災施策の推進には疑問が残る。

### (イ) 市町意見

市町からは、災害発生時など非常時の迅速な現地対応や平常時の状況確認には振興局等の役割が重要であり、地域の実情を熟知し、即座に対応できる県の専門職員の配置が必要であるという意見、危機管理は本庁対応では遅く現場に近いところで担うべきであり、現状でも十分とはいえないとの意見等があった。

### (ウ) 機能のあり方

総合地方機関の形態を見直し、単独機関化した場合でも、中心となる機関を置くことで対応が可能といえるが、各部局所管事案の場合、対象事案により担当機関が異なり迅速かつ総合的な対応が懸念されることから、実効性のある危機管理体制の構築を検討する必要がある。なお、危機管理の現場のエリアは現在のエリアから広域化することには情報収集、初期対応に時間が必要となるなど問題が多い。

## オ 行政サービス提供機能

### (ア) 基本的な考え方

行政サービス提供は基本的に現地で行う必要があり、また、危機管理の面からも、迅速な情報収集とともに現地における初期対応を図ることが必要であることから、サービス提供のための現地事務所としての機能を存置することを基本として考えるべきである。

さらに、市町村合併の進展に伴い、市町の行政能力が向上し、県に対して求められる広域的、専門的な役割は今後高度化していくと考えられることから、こう

した役割を果たしていくために、各行政分野における専門性を一層向上させていかなければならない。

(イ) 市町意見

市町からは、税務、健康福祉、環境、森林、農業、土木等の各行政分野のいずれも現地でのサービスの低下は避けることが基本であり、特に専門性が求められる行政分野においては、現状の維持が大切であるとする意見が多い。

(ウ) 機能のあり方

県としては、現下の厳しい行財政状況のもと、効率的な行政運営とともに一層のスリム化を図っていかなければならない。また一方で、サービス提供だけでなく、各地域における危機管理機能の向上や、医療などの県民の安全と暮らしを守る重要課題に対応するなど充実を図っていくことが求められている。

こうしたことから、今後、それぞれの行政需要や行政客体の状況に応じて、業務の集中化や運営体制の拠点化、あるいは単独機関化などにより、各行政分野ごとに最適な行政サービスの提供体制とすることが必要である。

(2) 総合地方機関の組織のあり方

現在の振興局、地域振興局、県事務所の形態での機関は、総合調整機能および危機管理機能については有効に機能を発揮する場面もあるが、これらの機能の発揮は、必ずしも総合地方機関の形態でなければならないものではない。一方で、市町には、これらの機能を十分に発揮するには現状では不十分であるとする意見もある。

また、行政サービス提供機能では、行政分野ごとに課題や行政客体が異なることから、それぞれの対応のために必要となる専門性の確保やサービス提供の最適な方法も異なり、現在のように各機関が一定程度同等の機能を有する総合地方機関の形態は、見直しを図らざるを得ない。

今後、各地域において効率的に行政サービスの提供を行いつつ、総合調整機能、危機管理機能を維持していくことが必要であり、現在の総合地方機関の形態にとらわれずに、各行政分野ごとの最適なサービス提供の形態を構築しつつ、総合調整機能、危機管理機能を発揮できる新たな体制や仕組みを検討していく必要がある。

(3) 各行政分野のサービス提供区域のあり方

市町合併、地方分権の進展により、県の果たすべき役割は、市町では担うことのできない高度で専門的な行政サービスを提供することを基本として役割分担を図らなければならない。

さらに、こうした行政サービスは効率的・効果的に提供していくことが求められるため、各行政分野ごとにそれぞれの地域の行政需要や行政客体を十分踏まえて、行政分野によっては単独機関化も視野に入れながら各サービス提供区域を見直すことが必要である。

# 総合地方機関についての市町意見のまとめ

平成20年(2008年)7月

滋賀県・市町調整会議

# 目 次

1	総合地方機関の現状と課題について	
	県・市町の役割分担	1
	本庁・振興局等の役割の明確化	1
	振興局等の専門知識の活用	1
	振興局等の組織、機能	1
2	現在の総合地方機関に対する評価について	
(1)	地域経営機能について	2
(2)	総合調整機能について	3
(3)	市町への支援機能について	3
(4)	危機管理機能について	4
(5)	サービス提供機能について	4
	税務行政	5
	健康福祉行政	5
	環境行政	5
	農業行政	5
	土木行政	5
3	県が総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいことについて	
	振興局等の役割、県庁との役割分担	6
	県の専門性の活用	6
	小規模町や本庁との距離への配慮	6
	見直しにあたっての要望	6
4	その他意見	7
資料1	総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>とりまとめ	9
資料2	総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【市町別】	17
資料3	総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】	25
	総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>様式	29
	滋賀県・市町調整会議開催経過	31
	振興局・県事務所についての県市町意見交換会開催経過	31

## 1 総合地方機関の現状と課題について

### 県・市町の役割分担

県道は県、市町道は市町と、道路管理の面で県と市町の役割は一定、分担されているものの、総体として本庁・振興局等を合わせた県と市町の間で、そもそも役割分担が明確でないところがあり、重複・類似する施策・事務事業がある。県と市町の役割を明確にするとともに、県と市町の協働体制を確立することが必要である。

なお、県と市町の役割分担について、度が過ぎると無責任になる。県と市町で重複する部分を残し、重複する部分については、専門性を持つ県と現場をよく知っている市町がパートナーとして補完し合うことも検討されるべきとの意見もある。

### 本庁・振興局等の役割の明確化

県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応することを目指し、「ミニ県庁」として振興局等が設置されているが、実態は制度的・予算的にもミニ県庁とは言えないのではないか。

振興局等の権限が弱いため、サービス提供や危機管理などの部門を除き必要性は少なく、特に総務的部門は県庁の出先的な機能しかなく必要性は少ないのではないか。

振興局等に言えば本庁の仕事だと言われ、本庁に言えば振興局等の仕事だと言われたり、振興局等ではなかなか結論が出せないことが多い。本庁と振興局等の役割分担やどのように連携をとり合っているのかが分かりにくい。各地域において振興局等が主体的に事務を行うためには、本庁と振興局等の役割を明確にするとともに、本庁から振興局等への実質的な権限移譲、事務委任を進めるべきである。

### 振興局等の専門知識の活用

振興局等では専門的な見地から、現場において市町に助言等が行われている。県職員の専門性を評価するところであり、振興局等における県職員の専門性の活かし方、人的活用を考えるべき。

なお、県が高度な専門性を持つとの認識から、町を中心にいくつかの市町では振興局等の存在は大きいとの思いがある。

### 振興局等の組織、機能

振興局等では、複数の部課が一箇所に集まっていることから、分かりやすく、便利であるが、一部において、振興局等や振興局等の課の事務分掌が住民には分かりにくいところがある。

一方で、振興局等は、住民にとって県行政を身近に感じるところであり、気軽に相談できる機関である。地域の実情をよく理解したうえで専門性を活かした助言をいただいている。

振興局等では、県土発展や住民サービスの観点から圏域内の均衡を保持する役割を果たしている。一方で、市町の振興発展の観点からは、県の広域的、専門的な広域自治体としてのリーダーシップの発揮が期待されるが、地域の特性への対応が図られて



おらず、振興局等のビジョンが見えてこない状況である。

なお、総合地方機関の現状と課題を市町別に分けて整理すると、市の意見としては、広域的な課題に対する調整など総合地方機関としてのリーダーシップに着目する意見が多く、現在の総合地方機関の役割を評価し、見直しに反映すべきとされている。一方、町の意見としては、行政の執行面からの課題に対する助言など補完機能に着目する意見が多く、住民にとっての総合地方機関の役割を整理すべきとされている。

また、地域別に整理すると、総合調整機能を有する南部振興局や湖東地域振興局の管内では本庁と振興局等との二重行政、役割分担が不明確、権限移譲が中途半端など本庁と振興局等の関係に着目する意見が多い。高島県事務所の管内では圏域振興に着目する意見、甲賀県事務所や東近江・湖北地域振興局の管内では、県（県職員）の専門性に着目する意見が多かった。

## 2 現在の総合地方機関に対する評価について

### (1) 地域経営機能について

振興局等に対しては、圏域内の総合的な地域経営体として、圏域における地域振興を強く期待するが、振興局等における圏域ごとの地域振興ビジョンがないため、地域の特性を活かすような地域振興や、市町や住民の立場に立っての県市町が一体となった地域振興は、一部の事例で見られるものの全体として十分行われているとは言い難い。

管内のビジョンや方向性等を示し、地域全体を捉えた活性化策を展開するとともに地域経営におけるリーダーシップを発揮することが求められる。

圏域振興には、県域の実情を把握し、圏域ごとの県政推進の役割を担う振興局等と市町との連携・調整が重要である。振興局等は本庁との間を取り持つところでもあり、市町に対する広域的、専門的な視点での支援や、情報提供、市町と県との調整連携等、圏域の調整を期待する。

なお、地域振興や地域経営は市町が主体的に行い、振興局等は市町の計画を把握し、取りまとめることに加え、それをもとに地域全体を捉えた活性化策を行うことが必要との意見がある一方で、県内一律に圏域ごとの振興局等による地域経営の必要性には疑義を持ちつつも、地域の実情に応じた重点的な地域経営も考えられるべきとの意見もあった。

市町別に整理すると、あまり大差はないが、地域別に整理すると南部振興局の管内、東近江・湖東地域振興局の管内では広域的な観点から振興局等のリーダーシップが必要との意見が多くなり、高島県事務所管内では県の地方機関による重点的な地域経営を必要とする意見、湖北地域振興局の管内では圏域を越えた市町間の調整も必要との意見が多い。また、地域によっては、行政組合が地域経営の調整機能を果たしている

現状から、行政組合に対する県職員の派遣など、行政組合の機能強化が必要との意見もあった。

## (2) 総合調整機能について

本庁の複数課にまたがる事務について、振興局等なら一箇所で助言してもらえという側面があるが、本庁の縦割行政がそのまま地方機関にあり、複数の部課にまたがる事務の調整機能が働いているか疑問もある。

振興局等における総合調整機能はほとんど機能していないので振興局等の必要性は低いとする意見や、各セクションの業務が専門化しているので、振興局等に調整機能まで期待するのは無理とする意見もあった。

また、市町優先の原則や補完性の原理から、例えば、ニート対策・引きこもりなど市町の個別の課題に対し、振興局等に広域的な観点での補完性は感じられないとの意見もあった。

県の整理では、総合調整機能を部局横断的、機動的な対応を行うための調整機能としているが、市町から振興局等を見るとき、振興局等としての圏域内市町間の総合的な調整という側面がある。

市町別に整理すると、市の意見の中には、管内市町間の調整機能があるとは言い難いとする意見があるのに対し、町の意見としては、同機能により各市町間のプラスになっている部分が多くあるなど、肯定的な意見が多い。また、市の意見の中には、隣接県との交流促進、調整の必要があるとの意見もあった。

振興局等が総合調整機能として、部局横断の調整や市町間の調整といった機能を発揮するためには、それにふさわしい体制、本庁からの実質的な権限移譲が必要である。

なお、振興局等が総合調整機能を担わない場合には、市町間の総合的な調整は本庁で一括対応することとし、その窓口を明確にすべきであるとの意見もあった。

地域別に整理すると、全体的に大差はないものの、高島県事務所や湖北地域振興局の管内では、振興局等による積極的な総合調整機能の発揮を期待する意見が多い。

## (3) 市町への支援機能について

市町合併等により、総体として市町の健全な行財政システムの構築能力や政策立案能力が向上していることから、市町への支援に対する期待は低下してきている。

そうした中であって、相談には親切に対応してもらっているが、市町における政策立案の補完・助言や市町合併推進支援における予算面での配慮がないと感じられる。

市町への支援というより、本来、振興局等で行うべき事務を市町へ押しつけているのではないかと感じることもある。また、財政部門における振興局等の役割が見えにくい。

基礎自治体としての体制が整っていない市町に対する専門性や体制整備への支援が

必要である。市町への支援としては、市町合併など一定の分野での支援、地域の実情に合わせた細やかな助言、情報提供や政策への助言等が必要である。また、権限移譲が進む一方で、集中改革プラン等の実施により職員定数の削減に取り組んでいる実態から、専門性の高い分野での県職員の派遣、人事交流などの支援も考えられる。

国から市町に対して直接、照会される事業も増えていることから、県の支援のあり方を再構築する必要があるという意見もあった。

市町別に整理すると、市町ともに県職員の派遣など人的支援の必要性に触れられている。市では専門的分野における専門職員育成の観点から、町では専門職員を即戦力とする観点から、それぞれ人的支援に対する意見が多い。

地域別には、特に大きな差は見られない。

#### **(4) 危機管理機能について**

災害への警戒・災害発生時における振興局等と市町の連携体制が有効に機能しているのか、夜間や休日の緊急対応が徹底しているのか疑問がある。

災害等の発生時には、広域的な連携とその統制が必要であり、振興局等の対応、指揮の仕方を明確にする必要がある。

また、情報収集機能と機動性や素早い対応が求められるため、本庁対応では遅くなる。そのため危機管理は、現地に近いところで担うべきものであるが、現状でも十分とは言いがたい。

なお、情報システムが整えられているので、振興局等が危機管理機能をもつ必要はないという意見もあった。

災害発生時など非常時の迅速な現場対応や平常時の状況確認には、身近な振興局等の役割が重要であり、地域の事情を熟知し、即座に対応できる県の専門職員の配置が必要である。

また、被害が広範囲に及ぶ場合、本庁、市町間、あるいは医師会などの広域的団体・組織との連絡調整などの機能が振興局等に求められるとともに、県が管理する道路や河川への対応のために現場に近い振興局等があるべきで、保健所や建設管理部等の充実・強化を図る必要がある。

市町別、地域別には、意見に大差はなかった。

#### **(5) サービス提供機能について**

住民は振興局等の機能より、住民サービスに関心がある。振興局等で行われるサービスの低下は避けるということが基本である。

税務・健康福祉・環境・森林・農業・土木行政など専門性が求められる行政分野においては、現状の維持が大切であると考ええる。

県と市町の役割の整理、市町への権限移譲が単に県の地方機関の肩代わりを求める

ものならば、県と市町の信頼関係を損なう、振興局等で最終的な判断がされないものは、振興局等の業務から省いても良い、身近なところに県の機関が必要、地域振興機能や福祉機能（精神の関連は除く）の縮小は市町としてそう大きく影響はないなど、各市町の実情に応じて、様々な意見がある。

### **税務行政**

県職員の専門性は高く、実際に徴税事務では市町に駐在して取り組んでもらっている。多くの住民に直結する不動産取得税、自動車税等のサービス低下は避けるべきであり、住民に密着した業務・サービスの提供の部分に関しては存続を図るべきである。

### **健康福祉行政**

市町では、保健・福祉の専門職員の確保が難しく、保健所等の支援や連携によりサービスを提供している。特に、保健所機能は専門性が高く、振興局等の保健所における広域調整機能、精神障害者緊急対応、難病主管部所としてや複雑困難なケースの市町支援等において必要な機能である。

また、障害福祉は、圏域事業としての取組に依存しており、振興局等が廃止されると、サービス提供ができなくなることや広域調整が市町に転嫁されることを危惧するという意見や、振興局等と市町がそれぞれ福祉事務所を有しており、住民からは福祉の分野で振興局等が何を担っているのか見えにくいところがあるとの意見もあった。

### **環境行政**

環境行政では市町と役割分担が明確であることから、住民への対応がスムーズに行えているが、水質汚濁および土壌汚染に関して公害が発生した場合、監督権限は県にあり、現地に最も近いところで迅速な対応が図られるようにすべきである。

化学に関する専門知識を持った専門職員による指導、有害鳥獣対策における専門的、技術的な県の支援が必要との意見もあった。

### **農業行政**

農業技術の普及で専門的職員による現場指導、特に専門職員の派遣を評価している。農産物生産向上のため、住民にとって身近な位置にある、地方機関による県の技術指導や支援は欠かすことができないものとなっている。

### **土木行政**

県直轄事業における県の専門性を活かした取組をはじめ、土木行政の許認可事務、市町との連携、調整、専門的な助言など県職員の専門性を評価する。また、民間開発工事完了検査においては立会いの協力をいただいている。

なお、都市計画法開発許可等に関する権限は平成21年度より市に移行となるが、建築主事を置いていないので、建築行政としては現場事務所としての建設管理部の必要性が高いとの意見や、許認可業務、県道の維持、雪寒対策について連携の充実が必要、

開発事務の権限移譲に備え事務体制を整備中であるが、特定行政庁に関しては県に事務が残り、本庁対応となると住民サービス、利便性の低下は大きいとの意見もあった。

### 3 県が総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいことについて

#### 振興局等の役割、県庁との役割分担

総合地方機関の見直しを行う際には、県と市町の新たな役割分担を十分議論したうえで、振興局等の役割を整理して検討すべきである。県庁・振興局等・市町で重複している部分は、組織のスリム化、事務の簡素化の視点から検討を進めることを期待する。一方で、振興局等は、連絡・窓口機能、軽易なハード事業機能のみでもよいとする意見もあった。

県庁と振興局等の責任のありかや役割分担が曖昧であり、分かりやすくすることが求められる。その際には、県庁から振興局等に権限移譲、事務の委任を進め、身近な振興局等で行政手続等が済むようにしてほしい。

#### 県の専門性の活用

総合地方機関の見直しの方向は、各圏域において県が有する専門性が低下することにならないようにすべきである。県職員の専門的なサポートと組織としての調整機能が発揮される体制を考えるとともに、問題発生時において即時に対応が可能となる人員確保、指導体制の確立を考えてほしい。

なお、県の専門性の活用の観点から、事業分野の組織、体制は存続し、事務的分野については合理化が必要との意見や、各行政分野ごとに単独の事務所化を図るべきとの意見もあった。

#### 小規模町や本庁との距離への配慮

総合地方機関の見直しにあたっては、小規模町への配慮や本庁との距離を考慮すべきである。行財政規模が小さい町にとっては、現在の振興局等が行う圏域振興や圏域における調整機能は欠かすことができないものとなっている。同様に、本庁からの距離にも配慮されるべきである。

#### 見直しにあたっての要望

今回の見直しにあたっては、まず現在の振興局等の役割を評価し、そのうえで議論を進めることが必要である。見直しの視点の一つとして、住民にとっての振興局等の役割を整理する必要があると考える。

見直しに対しては、県全域にわたる一律的な見直しではなく、地域事情や地域特性を把握し、地域における将来の方向性や県全体として均衡ある発展につながるような見直しを期待する。

さらに、総合地方機関の見直しの中、あるいは見直しを踏まえて、市町へ事務の権

限移譲が検討される場合には、県職員の支援や市町への派遣だけではすでに困難な状況にあり、人的、財政的支援が必要である。振興局等の廃止を検討する場合には、安直に市町に事務移管することがないように願います。

こうした考えの下、現場を管理する行政分野や非常時の対応、住民が訪れる窓口機関は、県として現場に近いところで対応を図るべきこと、振興局等の機能を強化し、圏域内の各市町間を総合調整できる組織とすること、市町と国の関係が変化するなか、市町の区域を越えた広いエリアを視点とした施策展開や、情報発信機能や県全体の広域調整機能を強化すべきなどの意見があった。

また、地域間の格差是正の観点から平成17年4月以前の状態に戻すべく、地域振興局の設置を望む意見や道州制を視野に入れ、県庁機能の分散、分庁方式化を検討すべきとの意見もあった。

この他、市町合併をしていないところと、したところで行政運営に差を付けないこと、誰でも分かる組織とすること、差別事件等が発生した場合、本庁に集約された場合でもこれまでどおりの体制、協力をすること、(仮称)高島行政センターの整備構想に係る検討をお願いするとの意見もあった。

#### 4 その他意見

今回、総合地方機関の見直しに際し、県は市町から振興局等の現状・課題、その評価、要望事項等について意見聴取が行われているが、振興局等の現状や課題については、県において評価、検証し、各市町の意見や要望を十分に踏まえて、見直し案を示してほしい。

さらに、市町の意見を聴くだけに終わらないようにするとともに、見直しの目的を明確にし、今後の県、市町の役割分担や行政の方向性なども含めて住民に説明することが必要である。



市 町 意 見

県・市町の役割分担の明確化

県と市町の役割分担が明確でなく、重複・類似がある。役割分担を再構築し、県と市町の協働体制を確立する。

本庁・振興局等の役割分担の明確化

制度的・予算的にミニミニ県庁とは言えない。本庁と県事務所との連携、役割分担が、分かりにくい。本庁との見解の相違が見られ、地方機関への実質的権限移譲を進めるべき。本庁によって本庁と振興局で事務処理体制が異なるので、県として統一すべきである。地域振興局独自の権限が弱いため、サービス提供や危機管理などの部門を除き必要性は少ない。特に総務部門は県庁の出先的な機能しがなく必要性は少ない。

振興局の専門知識の活用

高度な専門性を持っており、市に指導・助言をしている。専門的な見地から適切な指導・助言など、振興局の存在は大きい。

組織・体制

複数の部署が一箇所に集まっているので、分かりやすく便利。

機能・役割

市町の振興発展について、広域的、専門的な立場からリーダーシップの発揮が求められている。地域特性への対応が図られておらず、振興局のビジョンが見えてこない。

県土発展や県民サービスの均衡を保持することに役割を果たしている。

圏域振興には、圏域ごとの県政推進の役割を担う振興局と市町との連携が重要。

市町と県との調整連携等、圏域の調整をしてほしい。

本庁の縦割りがそのまま地方機関に持ち込まれており、総合調整が十分機能していない。

住民が身近に感じる県行政であり、本庁との間を取り持つところとして必要である（配置も現状どおりが適当）。

振興局の専門性が発揮できる体制、人事異動がなされているのか疑問。

気軽に相談でき、地域の実情をよく知ったうえで専門的な助言を得ている。

振興局・県事務所機能が失われると圏域という概念がなくなり、市町の位置づけが26市町分の1の存在になることを懸念する。

見直しの検討・すすめ方

現在の振興局・県事務所役割を評価したうえで議論を進めていただきたい。

住民にとつての振興局の役割を整理していただきたい。



市 町 意 見

2 ( 1 ) 地域経営機能について

現状・課題

振興局のビジョンがないため、市町の地域の特性を活かす地域振興ができていない。市町や住民の立場にたち、県市町が一体となった地域振興が行われていない。地域振興や地域経営は市が主体的に行い、県は市町の計画を把握、取りまとめ、地域全体を捉えた活性化策を行う必要がある。行政組合が地域経営の調整機能を果たしている。行政組合に県職員を派遣されるなど機能強化を望む。財政力もあり人材豊富な湖南・湖東地域に振興局の設置が必要か？課題を抱える湖西・湖北地域ほど重点的な地域経営が必要である。障害福祉は、圏域事業として取組むとスケールメリットが生かされる。振興局が廃止されるとサービス提供ができなくなることや、障害者自立支援法で県の責務と明示されている広域調整が市町に転嫁されることを危惧する。

求める地域経営機能

地域経営の観点から県のリーダーシップを発揮されたい。  
振興局で管内の方向性等を示してもらいたい。  
広域での地域振興を推進するには県振興局の役割は重要である。  
広域的専門的視点で連携・調整・情報提供等の支援をすべき。  
圏域の実情を把握している振興局との連携も必要。  
圏域の発展、向上に調整機能を発揮してほしい。  
圏域を越える市町間調整や国との調整をしていただきたい。

( 2 ) 総合調整機能について

現状・課題

三二県庁として総合調整機能が発揮されているか疑問である。  
複数の部課にまたがる事務の調整機能が働いていない。  
総合調整機能はほとんど機能していないので振興局の必要性が低い。  
本庁の縦割りそのまま地方機関にもあり、総合調整が十分機能していない。  
本庁で複数課にまたがる事務を一カ所で助言してもらえ。  
振興局に管内市町間の調整機能があるとは言いがたい。  
圏域での総合調整機能により、各市町間のプラスになっている部分は多くある。  
隣接県との交流促進、調整の役割を担っている。  
地域経営・総合調整機能が付与されていないので、判断を本庁に頼らざるを得ない。  
各セクションの業務が専門化しているので、調整機能まで期待するのは無理である。  
調整機能やサポートする機関として県の役割は大きい。

求める総合調整機能

総合調整機能を担うにふさわしい体制が必要である。  
総合調整機能は県庁内で一括対応され、窓口を明確にされたい。  
総合調整機能より、圏域の課題に応じて軽重がある柔軟な組織とするのがよい。  
本庁の関係部局を回らなくてもいいような調整機能や仕組みが必要である。  
市町間の調整機能が必要である。  
市町との調整や指導に期待する。  
地方機関への実質的権限移譲を進めるべき。

市 町 意 見

現状・課題

市の健全な行財政システムの構築能力や政策立案能力が高まっているので、支援機能への期待は減少している。  
 市町支援の考え方にも相違がある。  
 支援というより本来振興局で行う事務の押しつけになっていないか。  
 政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進支援機能等に併せた予算的な配慮がない。  
 財政部門の地域振興局の役割が見えにくい。  
 相談には親切に対応してもらっている。

求める市町への支援機能

基礎自治体として専門的な知識や体制整備に支援をお願いしたい。  
 権限移譲が進むなか、町が完全に自立できるよう県職員の派遣などの支援体制を望む。  
 支援は市町合併など一定の分野でよい。  
 専門的分野では県から派遣による専門職員の育成が必要である。  
 県は職員削減を進めているが、町に対し専門職員の派遣（併任）制度は考えられないか。  
 専門的人材の有効利用のため、人事交流を図ってほしい。  
 国から直接の事業が多くなってきたので、県の役割を再構築し支援していただきたい。  
 地域の実情に合わせた細やかな指導・支援をお願いしたい。  
 身近に相談できるところが必要である。  
 情報の提供、政策の助言などお願いしたい。

(3) 市町への支援機能について

市 町 見 意 の 町

現状・課題

地域振興局と市の連携体制が有効に機能しているか疑問がある。  
 災害等発生時には、広域的な連携とその統制が必要であり、振興局の役割は重要である。  
 災害への警戒・災害発生時の市との連携の強化が重要である。  
 現地に近いところや、現地で十分とはいえない。  
 情報収集機能と機動性や素早い対応が求められるので本庁対応では遅くなる。  
 振興局の対応、指揮の仕方を明確にする必要がある。  
 情報システムが整えられているので、振興局にこの機能をもつ必要はない。  
 夜間や休日の緊急対応が徹底されていない。

求める危機管理機能

管内市町の危機管理体制などの調整機能を果たすべき。  
 振興局が情報等の集約機関として役割を担う体制が必要。  
 情報収集や初期対応、平時のバトロールなど、近くに県の機関があることが望ましい。  
 迅速な現場対応、常時現地の状況確認から、身近な振興局・県事務所の役割が重要となる。  
 管理瑕疵を問われないよう対応するためにも、管理者が道路や河川の近くにいることが必要である。  
 人的対応と時間、距離等の物理的な対応ができる体制が肝要。  
 災害時の対応や市町への支援は重要。  
 地域の事情を熟知し、即座に対応できる県の専門職員の配置が地域に必要である。  
 災害が発生すれば広範囲に及ぶため、保健所を中心に危機管理機能を発揮してほしい。  
 災害時の広域的な役割が期待される団体・組織の調整を願いたい。  
 平常時から防災や減災について共同体制が必要と考える。  
 現場と本庁とのパイプ役として対応いただきたい。  
 風水害対策について建設管理部の強化をお願いしたい。

(4) 危機管理機能について

市 町 の 意 見

市町への権限移譲が単に市町に県の地方機関の肩代わりならば、県と市町の信頼関係を損なう。振興局で最終的な判断はされないものは、振興局業務から省いても良い。

身近なところで県の機関が必要。

県民すべてに及ぶものは県も積極的に行っていただきたい。

行政サービス提供機能は県民にとって身近な場所が必要であり、県民サービスの低下を招くような再編は問題。

県が直接、県民にサービスを提供することが少ない。

住民への直接的なサービスの提供は望まない。

実施主体が県か市町かの十分な検討が必要である。

専門的な知識を要する職務は、住民に対して十分なサービス提供が困難。

県職員の専門性を活かした手厚い県民サービスが迅速に的確に行える場である。

地域振興機能や福祉機能（精神の関連は除く）の縮小は市としてそう大きく影響はない。

（税務行政）

県税などの行政サービスや県道等の公物管理などで行政サービスの機能強化を図るべきである。

住民関連で、不動産取得税、自動車税等のサービス低下は避けるように。

県職員の専門性も高く、実際に徴税では駐在して取り組んでいる。

税に関し県民に密着した業務・サービスの提供の部分に関しては存続を。

（健康福祉行政）

振興局と市町がそれぞれ福祉事務所を有している。

住民からは、保健福祉の分野で振興局が何を担っているのか見えにくい。

専門性の高い保健所は残してほしい。

保健所機能は広域調整機能、精神障害者緊急対応、難病主管部所としてや複雑困難なケースの市町支援等において必要である。

保健・福祉の専門職員の確保が難しく、保健所等の支援や連携によってサービスを提供している。

福祉事務所機能やサービスが低下のないよう考えてほしい。

障害福祉は、圏域事業として取組むとスケールメリットが生かされる。振興局が廃止されるとサービス提供ができなくなることや、障害者自立支援法で

県の責務と明示されている広域調整が市町に転嫁されることを危惧する。

県介護給付適正化計画の推進を図るためにも県事務所や専門職員は欠かせない。

（環境行政）

環境行政では市町と役割分担が明確であることから、市民への対応がスムーズに行えている。

水質汚濁および土壌汚染に関して公害が発生した場合、監督権限は県にあり、現地に最も近い県事務所での迅速な対応が必要となる。

化学に関する専門知識を持った専門職員による指導をお願いしたい。

有害鳥獣対策について、専門的、技術的な部分で県に支援願いたい。

（農業行政）

農産物生産向上のため、県民に身近な位置にある地方機関における県の技術指導や支援は欠かせない。

指導、情報提供や近隣市町との連携など、身近にあることで大きな安心感や信頼感がある。

農業技術の普及で専門的職員による現場指導を評価している。

地域住民への行政サービスの低下を招かないよう対応いただきたい。

（土木行政）

民間開発工事を完了検査には、立会いで協力いただいている。

都市計画法開発許可等に関する権限は21年度より市に移行となるが建築主事を置いていない。建築行政としては必要性が高い。

許認可業務、県道の維持、雪寒対策について連携の充実が必要。

（5）サービス提供機能について

市町の意見

(5)	<p>県直轄事業においては、専門性を活かした取組が行われている。開発事務の権限移譲に備え事務体制を整備中である。特定行政庁に関しては県に事務が残り、本庁対応となると市民サービス、利便性の低下は大きい。土木行政の許認可事務、市町と連携、調整、専門的な助言など県職員（建設管理部）を高く評価している。</p>
3 総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいこと	<p><b>振興局の役割・県庁との役割分担</b></p> <p>県庁と振興局の役割分担を県民に分かりやすく示すべき。          県と市町の新たな役割分担を十分な議論の上で再構築する。          県庁・振興局・市で重複している部分は、組織のスリム化、事務の簡素化をお願いしたい。          振興局は、連絡・窓口機能、軽易なハード事業機能のみでもよい。          本庁の見解を仰がなくてよいよう振興局への権限移譲が必要。</p> <p><b>県の専門性の活用</b></p> <p>県職員の専門的な指導と調整機能体制を図ってもらいたい。          問題発生時における即時対応可能な振興局の人員確保と指導体制を確立してほしい。          各行政分野ごとに単独の事務所化にしてほしい。          現実的分野は充実して存続し、事務的分野については合理化が必要。          小規模町と町が求める振興局には温度差があるので、小規模町の意向が反映されるよう願う。          小規模町への過渡的な経過措置が必要。          小規模町の事情、本庁との距離等を考慮していただきたい。</p> <p><b>要望</b></p> <p>一律的な見直しでなく、地域の実情や地域特性等を考慮した見直しをお願いしたい。          道州制を視野に入れ、県土の均衡ある発展のため、県庁機能の分散（分庁方式も含めて）を念頭に見直しを。          振興局を機能強化し、圏域内の各市町間を総合調整できる組織としてほしい。          市町と国の関係が変化するなか、県全体の広域調整機能を強化すべきと考える。          市町の区域を越えた広いエリアを視点とした施策展開や情報発信が必要と考える。          現場を管理する分野や非常時の対応、県民が訪れる窓口機関は、近くに置いてほしい。          地域振興と格差是正の観点から地域振興局の設置（平成17年4月以前の機構体）を望む。          県全体の活性化を進めるには、各地域での活性化に取り組み必要がある。          地域の事情を把握して身近な振興局に相談できる体制は残してほしい。</p> <p>県市の枠を越え協働すべき事項が多数ある。          再編で広域化されればスケールメリットから、県直轄事業について市町への権限移譲などの見直しが必要である。          廃止になった場合、安直に市町に事務移管することのないようお願いしたい。          市町へ事務の権限移譲は、人的、財政的支援をお願いしたい。          権限移譲については、県職員の支援や市町への派遣だけでは困難であり、市町の定数管理の見直しも含めた議論が必要。</p> <p>市町合併をしていないようになると、したところで行政運営に差を付けるようなことがないような、県でいてほしい。          誰でも分かる県の組織を考えてほしい。          （仮称）高島行政センターの整備構想について真剣に検討をお願いしたい。          差別事件等が発生した場合、本庁に集約された場合でもこれまでどおりの体制、協力を願いたい。</p>

市 町 意 見 の 見

その他

**意見を聴くだけで終わらないようにしてほしい。**  
 振興局の現状や課題については、**県において評価、検証し、各市町の意見や要望を十分に踏まえて、見直し案を示していただきたい。**  
 見直しの目的を明確にし、**今後の県、市町の役割分担や行政の方向性なども含めて住民に説明することが必要である。**  
 重要で大きな検討課題にもかかわらず、**市町への意見照会等の期間が短すぎる。**  
 市町と意見交換する内容は「最終的なあり方」であり、**意見を集約してビジョンを掲げ、「当面の対応」として見直されるべき。**  
 早く県の原案を提示願いたい。  
 振興局管内の市町の意見交換の機会を持ってほしい。

3 総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいこと



市の意見		町の意見	
1 総合地方機関の現状と課題について	<p>県・市町の役割分担の明確化</p> <p>県と市町の役割分担が明確でなく、重複・類似がある。役割分担を再構築し、県と市町の協働体制を確立する。</p> <p>制度的・予算的にミニ県庁とは言えない。</p> <p>本庁と県事務所との連携、役割分担が、分かりにくい。本庁との見解の相違が見られ、地方機関への実質的権限移譲を進めるべき。</p> <p>地域振興局独自の権限が弱い。サービス提供や危機管理などの部門を除去必要性は少ない。特に総務部門は県庁の出先的な機能しかなく必要性は少ない。</p>	<p>振興局の専門知識の活用</p> <p>専門的な見地から適切な指導・助言など、振興局の存在は大きい。</p>	<p>組織・体制</p> <p>機能・役割</p> <p>県土発展や県民サービスの均衡を保持することに役割を果たしている。圏域振興には振興局と市町との連携が重要。市町と県との調整連携等において期待が大きい。</p> <p>振興局は身近に感じる県行政である。</p> <p>町職員では不十分な専門的な事などについて気軽に相談できる。</p> <p>振興局の専門性が発揮できる体制、人事異動がなされているか疑問。本庁と市町の間位置し、地域の実情をよく知ったうえで専門的な助言を得ている。</p>
	<p>複数の部署が一箇所に集まっているので、分かりやすく便利。</p> <p>広域調整に対するリーダーシップの発揮が求められている。地域特性への対応が図られず振興局のビジョンが見えてこない。本庁の縦割りがそのまま地方機関に持ち込まれており、総合調整が十分機能していない。</p> <p>住民に身近で、本庁との間を取り持つところとして必要である（配置も現状どおりが適当）。</p> <p>市町の振興発展を広域的、専門的な立場でのサポート、圏域の調整をしてほしい。</p> <p>圏域ごとに県政推進の役割を担う組織として必要である。振興局・県事務所機能が失われると圏域という概念がなくなり、市町の位置づけが2.6市町分の1の存在になることを懸念する。</p>	<p>現在の振興局・県事務所の役割を評価したうえで議論を進めていただきたい。</p>	



市の意見		町の意見	
<p>2 ( 1 ) 地域経営機能について</p>	<p>振興局のビジョンがないため、市町の地域の特性を活かす地域振興ができ ない。 市町や住民の立場にたち、<b>県市町が一体となった地域振興が行われてい ない。</b> <b>地域振興や地域経営は市が主体的に行い、</b>県は市町の計画を把握、取りま とめるだけでなく、<b>地域全体を捉えた活性化策を行う必要がある。</b> 財政力もあり人材豊富な湖南・湖東地域に振興局の設置が必要か？課題を 抱える湖西・湖北地域ほど<b>重点的な地域経営</b>が必要である。 障害福祉は、<b>圏域事業</b>として取組むとスケールメリットが生かされ、効果 的な事業がある。障害者自立支援法に<b>広域調整</b>は県の責務と明示されてお り、<b>振興局が廃止</b>されると<b>広域調整が市町に転嫁</b>されるのではと危惧してい る。</p> <p>求める<b>地域経営機能</b> 地域経営の観点から<b>県のリーダーシップ</b>を發揮されたい。 広域での<b>地域振興を推進</b>するには<b>県振興局の役割</b>は重要である。 <b>圏域を越える市町間調整や国との調整</b>をしていただきたい。</p>	<p>現状・課題 <b>行政組合が地域経営の調整機能</b>を果たしているので、行政組合に県職員を 派遣されるなど機能強化を望む。  障害福祉は、<b>圏域事業としての取り組み</b>に依存しており、<b>振興局が廃止</b>さ れると<b>サービス提供</b>ができなくなる。</p> <p>求める<b>地域経営機能</b> 振興局で管内の方向性等を示してもらいたい。 県は<b>広域的専門的視点</b>で<b>連携・調整・情報提供</b>等の支援をすべき。 <b>圏域の実情</b>を把握している<b>振興局との連携</b>も必要。 <b>圏域の発展、向上</b>に調整機能を發揮してほしい。</p>	
<p>( 2 ) 総合調整機能について</p>	<p>現状・課題 三二県庁として<b>総合調整機能</b>が發揮されているか疑問である。 <b>総合調整機能はほとんど機能していないので振興局の必要性が低い。</b> 本庁の縦割りがあるまま<b>地方機関にもあり、総合調整が十分機能していな い。</b> 振興局に管内市町間の調整機能があるとは言いがたい。 隣接県との交流促進、調整の役割を担っている。 地域経営・総合調整機能が付与されていないので、判断を本庁に頼らざる を得ない。 総合調整機能を担うにふさわしい体制が必要である。 総合調整機能より、<b>圏域の課題に応じて軽重がある柔軟な組織とするのが よい。</b> 本庁の<b>関係部局を回らなくともいいような調整機能や仕組み</b>が必要であ る。 市町間の調整機能が必要である。 地方機関への<b>実質的権限移譲を進めるべき。</b></p>	<p>現状・課題 複数の部課にまたがる事務の調整機能が働いていない。 本庁で複数課にまたがる事務を<b>一箇所で助言</b>してもらえらる。 圏域での<b>総合調整機能</b>により、各市町間の<b>プラス</b>になっている部分は多く ある。 各セクションの業務が<b>専門化</b>しているため、<b>調整機能</b>まで期待するのは無 理である。 調整機能やサポーターとする機関として県の役割は大きい。  求める<b>総合調整機能</b> 総合調整機能は<b>県庁内で一括対応</b>され、<b>窓口を明確</b>にされたい。 市町との調整や指導に期待する。</p>	

市の意見		町の意見
<p>現状・課題</p> <p>市の健全な行政システムの構築能力や政策立案能力が高まっているので、支援機能への期待は減少している。 市町支援の考え方も相違がある。 支援というより本来振興局で行う事務の押しつけになっていないか。 政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進支援機能等に併せた予算的な配属がない。 財政部門の地域振興局の役割が見えにくい。</p>	<p>相談には親切に対応してもらっている。</p>	
<p>求める市町への支援機能</p> <p>基礎自治体として専門的な知識や体制整備に支援をお願いしたい。 支援は市町合併など一定の分野でよい。 専門的分野では県から派遣による専門職員の育成が必要である。 専門的人材の有効利用のため、人事交流を図ってほしい。 国から直接の事業が多くなってきたので、県の役割を再構築し支援していただきたい。 地域の実情に合わせた細やかな指導・支援をお願いしたい。 身近に相談できるところが必要である。</p>	<p>権限移譲が進むなか、町が完全に自立できるように県職員の派遣などの支援体制を望む。 県は職員削減を進めているが、町に対し専門職員の派遣（併任）制度は考えられないか。 情報の提供、政策の助言などお願いしたい。</p>	
<p>(3) 市町への支援機能について</p>		

市の意見		町の意見
<p>現状・課題</p> <p>地域振興局と市の連携体制が有効に機能しているか疑問がある。</p> <p>災害への警戒・災害発生時の市との連携の強化が重要である。</p> <p>現地に近いところで担うべきものであり、現状でも十分とは言いがたい。</p> <p>振興局の対応、指揮の仕方を明確にする必要がある。</p>	<p>現況・課題</p> <p>災害等発生時には、広域的な連携とその統制が必要であり、振興局の役割は重要である。</p> <p>情報収集機能と機動性や素早い対応が求められるので本庁対応では遅くなる。</p> <p>情報システムが整えられているので、振興局にこの機能をもつ必要はない。</p> <p>夜間や休日の緊急対応が徹底されていない。</p>	<p>町の意見</p> <p>振興局が情報等の集約機関として役割を扱う体制が必要。</p> <p>災害が発生すれば広範囲に及ぶため、保健所を中心に危機管理機能を発揮してほしい。</p> <p>現場と本庁とのパイプ役として対応いただきたい。</p> <p>風水害対策について建設管理部の強化をお願いしたい。</p>
<p>求める危機管理機能</p> <p>管内市町の危機管理体制などの調整機能を果たすべき。</p> <p>情報収集や初期対応、平時のバトロールなど、近くに県の機関があることが望ましい。</p> <p>迅速な現場対応、常時現地の状況確認から、身近な振興局・県事務所の役割が重要となる。</p> <p>管理瑕疵を問われないよう対応するためにも、管理者が道路や河川の近くにいることが必要である。</p> <p>人的対応と時間、距離等物理的な対応ができる体制が肝要。</p> <p>災害時の対応や市町への支援は重要。</p> <p>地域の事情を熟知し、即座に対応できる県の専門職員の配置が地域に必要なである。</p> <p>平常時からの防災や減災について共同体制が必要と考える。</p> <p>災害時の広域的な役割が期待される団体・組織の調整を願いたい。</p>	<p>求める危機管理機能</p> <p>振興局が情報等の集約機関として役割を扱う体制が必要。</p> <p>災害が発生すれば広範囲に及ぶため、保健所を中心に危機管理機能を発揮してほしい。</p> <p>現場と本庁とのパイプ役として対応いただきたい。</p> <p>風水害対策について建設管理部の強化をお願いしたい。</p>	<p>町の意見</p> <p>振興局が情報等の集約機関として役割を扱う体制が必要。</p> <p>災害が発生すれば広範囲に及ぶため、保健所を中心に危機管理機能を発揮してほしい。</p> <p>現場と本庁とのパイプ役として対応いただきたい。</p> <p>風水害対策について建設管理部の強化をお願いしたい。</p>

( 4 ) 危機管理機能について

市の意見		町の意見	
<p>市町への権限移譲が単に市町に県の地方機関の肩代わりならば、県と市町の信頼関係を損なう。 振興局で最終的な判断はされないものは、振興局業務から省いても良い。 行政サービス提供機能は県民にとって身近な場所に必要であり、県民サービスの低下を招くよくな再編は問題。 実施主体が県か市町かの十分な検討が必要である。 地域振興機能や福祉機能（精神の関連は除く）の縮小は市としてそう大きく影響はない。 税務・保健・福祉・環境・森林・農業・土木行政に関して専門性の機能が低下する見直しは混乱を招くかかないよう機能を維持されたい。</p>		<p>県が直接、県民にサービスを提供することが少ない。 身近なところに県の機関が必要。 専門的な知識を要する職務は、住民に対して十分なサービス提供が困難。 県民すべてに及ぶものは県も積極的に行っていただきたい。 住民への直接的なサービスの提供は望まない。 県職員専門性を活かした手厚い県民サービスが迅速に的確に行える場がある。</p>	
<p>（税務行政） 県税などの行政サービスや県道等の公物管理などで行政サービスの機能強化を図るべきである。 住民関連で、不動産取得税、自動車税等のサービス低下は避けるように。</p>		<p>（保健福祉行政） 保健・福祉の専門職員の確保が難しく、保健所等の支援や連携によってサービスを提供している。 福祉事務所機能やサービスが低下のないよう考えてほしい。</p>	
<p>（環境行政） 振興局と市町がそれぞれ福祉事務所を有している。 住民からは、保健福祉の分野で振興局が何を担っているのか見えにくい。 専門性の高い保健所は残してほしい。 保健所機能は広域調整機能、精神障害者緊急対応、難病主管部所としてや複雑困難なケースの市町支援等において必要である。 県介護給付適正化計画の推進を図るためにも県事務所や専門職員は欠かせない。</p>		<p>（環境行政） 化学に関する専門知識を持った専門職員による指導をお願いしたい。 有害鳥獣対策について、専門的、技術的な部分で県に支援願いたい。</p>	
<p>（農業行政） 農産物生産向上のため、県民に身近な位置にある地方機関における県の技術指導や支援は欠かすことができない。</p>		<p>（農業行政） 指導、情報提供や近隣市町との連携など、身近にあることで大きな安心感や信頼感がある。 農業技術の普及で専門的職員による現場指導を評価している。 地域住民への行政サービスの低下を招かないよう対応いただきたい。</p>	
<p>（土木行政） 民間開発工事完了検査には、立会いで協力いただいている。 都市計画法開発許可等に関する権限は21年度より市に移行となるが建築主事を置いていない。建築行政としては必要性が高い。 許認可業務、県道の維持、雪害対策については必要性が高い。 県直轄事業においては、専門性を活かした取組が行われている。 開発事務の権限移譲に備え事務体制を整備中であるが、特定行政庁に関しては県に事務が残るが、本庁対応となると市民サービス、利便性の低下は大</p>		<p>（土木行政） 土木行政の許認可事務、市町と連携、調整、専門的な助言など県職員（建設管理部）を高く評価している。</p>	

（5）サービス提供機能について

市の意見		町の意見	
<p>3 県が総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいこと</p>	<p>振興局の役割・県庁との役割分担</p> <p>県庁と振興局の役割分担を県民に分かりやすく示すべき。                  県と市町の新たな役割分担を十分な議論の上で再構築する。                  県庁・振興局・市で重複している部分は、組織のスリム化、事務の簡素化をお願いしたい。                  振興局は、連絡・窓口機能、軽易なハード事業機能のみでもよい。                  本庁の見解を仰がなくてよいよう振興局への権限移譲が必要。</p> <p>県の専門性の活用</p> <p>小規模町や本庁との距離への配慮</p> <p>一律的な見直しでなく、地域事情を考慮した見直しをお願いしたい。                  道州制を視野に入れ、県土の均衡ある発展のため、県庁機能の分散（分庁方式も含めて）を念頭に見直しを。                  振興局を機能強化し、圏域内の各市町間を総合調整できる組織としてほしい。                  市町と国の関係が変化するなか、県全体の広域調整機能を強化すべきと考える。                  市町の区域を越えた広いエリアを視点とした施策展開や情報発信が必要と考える。                  地域振興と格差是正の観点から地域振興局の設置（平成17年4月以前の機構体）を望む。                  県全体の活性化を進めるには、各地域での活性化に取り組み必要がある。                  県市の枠を越え協働すべき事項が多数ある。                  再編で広域化されればスケールメリットから、県直轄事業について市町への権限移譲などの見直しが必要である。                  廃止になった場合、安直に市町に事務移管することのないようお願いしたい。                  市町へ事務の権限移譲は、人的、財政的支援をお願いしたい。                  （仮称）高島行政センターの整備構想について真剣に検討をお願いしたい。                  差別事件等が発生した場合、本庁に集約された場合でもこれまでどおりの体制、協力を願いたい。</p>	<p>振興局の役割・県庁との役割分担</p> <p>問題発生時における即時対応可能な振興局の人員確保と指導体制を確立してほしい。                  県職員の専門的な指導と調整機能体制を図ってもらいたい。                  各行政分野ごとに単独の事務所化にしてほしい。                  現業的分野は充実して存続し、事務的分野については合理化が必要。</p> <p>市が求める振興局と町が求める振興局には温度差があるので、小規模町の意向が反映されるよう願う。                  小規模町への過激的な経過措置が必要。                  小規模町の事情、本庁との距離等を考慮していただきたい。</p> <p>地域実情や地域特性等充分考慮された中での見直しをさせたい。                  現場を管理する分野や非常時の対応、県民が訪れる窓口機関は、近くに置いてほしい。                  地域の事情を把握して身近な振興局に相談できる体制は残してほしい。                  権限移譲については、県職員の支援や市町への派遣だけでは困難であり、市町の定数管理の見直しも含めた議論が必要。                  市町合併をしないようなところと、したところで行政運営に差を付けるようなことがないような、県でいてほしい。                  誰でも分かる県の組織を考えてほしい。</p>	

3	市 の 意 見	町 の 意 見
<p>県が総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいこと</p>	<p>振興局の現状や課題については、県において評価、検証し、各市町の意見や要望を十分に踏まえて、見直し案を示していただきたい。 見直しの目的を明確にし、今後の県、市町の役割分担や行政の方向性なども含めて住民に説明することが必要である。 重要で大きな検討課題にもかかわらず、市町への意見照会等の期間が短すぎる。 市町と意見交換する内容は「最終的なあり方」であり、意見を集約してビジョンを掲げ、「当面の対応」として見直されるべき。</p>	<p>その他 意見を聴くだけで終わらないようにしてほしい。 早く県の原案を提示願いたい。 振興局管内の市町の意見交換の機会を持ってほしい。</p>



総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】

資料 3

項目	高島県事務所管内	南部振興局管内	甲賀県事務所管内	東近江地域振興局管内	湖東地域振興局管内	湖北地域振興局管内
総合地方機関の現状と課題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合調整機関としての位置づけは大きく、地域の県事業 圏域振興策推進の拠点として貴重な存在。</li> <li>地域振興局当時と比べ権限、予算、体制が縮小されたこと等により、地域における機能(特に本庁との連携、役割分担)が県民にとっても、市にとっても分かりにくくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の部署が集中しており、分かりやすく便利。</li> <li>農政関係では、市の地形を十分に把握されており、円滑な事業の遂行につながっている。</li> <li>県が示している主な機能が十分に発揮できているとは感じられない。</li> <li>横(各部署間)の連携を執る総合調整窓口があると良い。</li> <li>本庁と二重になっている事務がある。</li> <li>市と重複、類似した事業がある。</li> <li>県土木事業について、振興局と市が一体となって事業を推進している現状。振興局は、もっと地域に密着した形で事業推進が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町の業務の重複は見直す必要がある。</li> <li>地域の状況、経過等を把握しており、専門的な知識を有する県職員に信頼を寄せている。</li> <li>本庁の縦割りがきつく、総合調整機能はほとんど機能していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民に身近で地域の状況を県本庁よりの確に把握し、反映できる役割をもっており、その存在は重要。</li> <li>高度な専門性と地域の情報を持つており、市町にとって身近で一次的な助言を受けられることができる。</li> <li>福祉圏域として、スケールメリットを活かして福祉サービスが整備、実施されている。</li> <li>本庁との調整機能に欠けるところがあり、改善が望まれる。</li> <li>地域振興局独自の権限が弱い点、サービス提供や危機管理などの部門を除き必要性は少ない。特に総務部門は県庁の出先的な機能しかなく必要性は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の窓口機関、相談機関として身近な存在である。</li> <li>事業、施策、市町の課題協議について、地域の実情を把握いただきながら、適切な情報と助言が得られている。</li> <li>本庁との権限分担が中途半端。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職が配置されており重要。市町への出向を積極に願いたい。</li> <li>振興局の存在によって県を身近に感じることができる。</li> <li>地域特性等を理解してもらっており、市町と県庁との調整・連携等において期待が大きい。</li> <li>本庁との連絡・窓口機能、ハード事業の実施機能が主体であり、県庁とは制度的・予算的に言えない。</li> <li>本庁との役割分担が不明確。</li> </ul>



総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】

資料 3

項目	高島県事務所管内	南部振興局管内	甲賀県事務所管内	東近江地域振興局管内	湖東地域振興局管内	湖北地域振興局管内
地域経営機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖西はおおざなり、疎外感を感じざるを得ない状況。</li> <li>森林保全や地域振興など、様々な課題を抱える湖西ほど重点的な職員配置等による地域経営が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来市で行うが、県が担う役割が明確でない。</li> <li>十分に機能していない。</li> <li>道路、河川、公共交通、医療、教育など広域的な課題については、県のリーダーシップが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に市が実施するとしても、広域的振興策、公共交通、広域的観光振興、環境問題などは県のリーダーシップが必要。</li> <li>市町単独で進めていくには限界がある。広域での地域振興の推進には、振興局の役割は重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興の主体は市町であるが、振興局との連携の下に振興は成り立っている。県は、広域的・専門的視点から、連携・調整・情報提供等の支援をすべき。</li> <li>観光、ごみ処理、消防事業、保健福祉など、スケールメリットを活かした広域的な取組が必要な部門について、振興局の一層強いリーダーシップが求められている。</li> <li>圏域の位置づけ、課題の把握、施策の方向性など、市町と共通認識ができていない。</li> <li>障害福祉は、圏域事業として取組むとスケールメリットが生かされる。</li> <li>振興局が廃止されるとサービス提供ができなくなることや、障害者自立支援法で県の責務と明示されている広域調整が市町に転嫁されることを危惧する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域の発展、向上に資することに ついて、もっと調整機能を発揮してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性への対応ができていない。</li> <li>圏域内市町間の調整は市町でできるので、圏域を超えた市町間の調整、国との調整をしてほしい。</li> <li>地域振興は市町が主体で行うべきもの。先進事例や国の動向等の情報提供をしてほしい。</li> </ul>
総合調整機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題に総合的・機動的に対応するためには、地域の実情を把握できる振興局の存在は不可欠。</li> <li>県事務所には総合調整機能が付与されていない、地域の格差を是正し、課題に積極的に対応するためには、あり方を抜本的に見直す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部局横断的、機動的な対応を行う組織体となっていない。総合調整機能はほとんど機能していない。</li> <li>医療機関とのネットワークの構築など広域的システムの構築等調整機能が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場に近いところで、市町と情報を共有する中で連携し、協働の体制を確立する必要あり。</li> <li>市町によって地域特性や課題が異なり、市町間の調整は困難。県による総合調整は必要不可欠。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容によっては、振興局でしか調整できない事項もある。</li> <li>三県庁としての総合調整機能は発揮されていない。</li> <li>分野によっては(福祉、大規模開発)、地域の調整機能が発揮できていない部分あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各セクションの業務が専門化しており、調整機能まで期待するのは無理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町間の調整、局内調整機能があるとは言いがたい。体制の強化が必要。</li> <li>二一、引きこもりなど、現代的課題について対応ができていない。</li> </ul>
現在の総合地方機関に対する評価について						

総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】

資料 3

項目	高島県事務所管内	南部振興局管内	甲賀県事務所管内	東近江地域振興局管内	湖東地域振興局管内	湖北地域振興局管内
市町への支援機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎自治体として専門的な知識や体制が整っていない中で、今後とも支援願いたい(税務、農政、林業、環境)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援機能に併せた予算的配慮がない。</li> <li>情報提供、相談、助言などに期待するところが大きい(農政、保健福祉)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的分野(農業普及、緑化推進、都市計画など)について、県からの派遣により専門職員の育成が必要。</li> <li>県の負担で、市への専門職員の派遣を願いたい。</li> <li>県事務所からのアドバイス等により円滑に事務を進めることができている(介護保険関係)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模町や財政力の弱い市町には専門性の高い県職員による助言、支援が必要。振興局のリーダーシップに期待。</li> <li>振興局は気軽に相談でき、県全体の情勢や圏域内の状況等を踏まえ、適切な助言をもらえている。</li> <li>市町合併により支援機能への期待は減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的支援(専門職員の派遣)を中心に、強化されたい(農業改良普及員など)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の事情にも詳しく、身近に相談が可能。距離的に近く対応も早い。</li> <li>町には大きな味方。</li> <li>専門性の観点からの指導・助言(保健師など)。</li> <li>振興局と本庁とで助言の内容が異なることがある。</li> <li>本来振興局で行うべき事務を市町に押しつけていないか。</li> </ul>
危機管理機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災の際、県管理の道路、河川の被害状況の早期把握や県本部との協議調整等、県事務所の役割は大きい。県事務所のバックアップに大きな期待あり。</li> <li>平常時から市との連絡調整や防災訓練などを通じた減災について、共同体制が必要。</li> <li>水質汚濁、土壌汚染などの公害、化学物質流出事故の対応など、即座に対応できる県の専門職員の配置が地域に必要。</li> <li>豪雪等に対する県の状況確認機能、県道等の除雪体制を現地に配備しておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時はもちろん、平時のパトロールについても、現地に近い振興局・県事務所の役割は重要。</li> <li>危機管理面で市との連携が有効に機能しているか疑問。</li> <li>土砂災害への警戒、一級河川の堤防点検・水位監視、洪水調整池の管理等水防に係る市との連携強化が必要。</li> <li>管理瑕疵が問われる事例が相次いでいる中で、現物(道路や河川)に身近な管理者が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理は現場に近いところで担うべきもの。振興局の役割は重要。</li> <li>現状でも十分とは言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より現場に近いところで、状況把握が早急に行える。現場と本庁とのパイプ役として重要。</li> <li>防災面だけでなく、保健所機能を含め、地域に精通している専門的な職員は不可欠。</li> <li>三師会等の広域的な役割・機能が期待されている団体・組織との調整など、市町単位ではできにくい部分は振興局で担えるよう体制の整備を願いたい。</li> <li>被害が市町にまたがる可能性が大きいく、振興局の危機管理機能は必要。特に市町域を超える河川に関する災害等について必要。</li> <li>保健所を中心とした危機管理機能を強化してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団的な健康被害(鳥インフルエンザなど)への対応について、継続して迅速な対応ができるようされた。</li> <li>情報システムが整えられている中で、振興局にこの機能は必要ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町を超えた災害への対応について振興局の果たす役割は重要。</li> <li>情報収集や初期対応の面から県の機関が近くにあることが望ましい。</li> <li>感染症などへの対応について、これまでとおり振興局・保健所の指揮命令機能を發揮されたい。</li> <li>振興局・市間で連携している事例はない。</li> </ul>
サービス提供機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税関係や県道等の公物管理などの機能は強化すべき。</li> <li>従前から行っている行政サービス機能は維持すべき(税務、福祉、環境、森林、農業、土木)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税関係や県道等の公物管理などの機能は強化すべき。</li> <li>従前から行っている行政サービス機能は維持すべき(税務、福祉、環境、森林、農業、土木)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今まで振興局が担ってきた行政サービスは継続して実施すべき。</li> <li>行政サービス提供機能は、県民にとって身近な場所が必要であり、県民サービスの低下を招くような再編は問題が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対住民サービス(税務、防犯、防災、環境保全、廃棄物対策、労働相談、保健、福祉など)は、地域単位で維持・強化すべき。</li> <li>各種申請の窓口機能は継続すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税の徴収、公事、動物管理、農業振興、農地法に基づく許認可など、専門知識を要するサービスについては、小規模町では対応が難しく、振興局で継続して実施されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体が県か市町かの十分な検討が必要。</li> <li>県直しによってサービス提供窓口が遠くならないようにしてほしい。</li> <li>県直轄事業については、専門性を活かした取組が行われている。</li> </ul>

現在の総合地方機関に対する評価について

総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】

資料 3

項目	高島県事務所管内	南部振興局管内	甲賀県事務所管内	東近江地域振興局管内	湖東地域振興局管内	湖北地域振興局管内
<p>と、が、考、慮、し、て、方、機、関、の、見、こ、と、に、し、つ、を、い、行、う、際、に、市、町、と、し、て、期、待、す、る、こ、と</p>	<p>・今後も圏域ごとに県政推進の役割を担う組織が必要。 ・地域振興(まちづくりや産業振興)は、高度な視点をもった協働の観点から進めるべき。 ・計画的・効果的な施策を推進するために、何よりも地域の実情を十分に把握しながら事業推進に努めることが大切、地域振興と格差是正の観点から地域振興局の設置を強く望む。</p>	<p>・市町間の総合調整機能を強化すべき。 ・本庁との重複機能をなくし、組織のスリム化をすべき。 ・権限移譲を進め、体制づくりが必要。 ・県の専門職員の能力が市町に活かされる体制づくりが必要。 ・人口増の地域では行政ニーズの増加も見込まれる。そうした地域で、行草の名の下に組織のスリム化を行うことは、現状を無視した誤った方向である。</p>	<p>・県の持つ専門性を市町に活かしてほしい。 ・広域的な取組、高度で専門的なサービスが提供できる体制が必要。 ・何のために見直しを行うのか目的を明確にし、しっかりと住民に説明することが必要。 ・県と市町の新たな役割分担を十分議論の上で、再構築してほしい。 ・市町間で規模の違いによる組織体制の充実度に大きな隔たりがあるため、一律的な見直しではなく、地域事情を考慮した見直しを願いたい。</p>	<p>・県の専門分野での技術力は高い。見直しにおいては、専門性の低下を避け、人材活用の方策(市町への人の派遣)を考慮願いたい。 ・県の組織のスリム化により市町の負担の増大や住民サービスの低下のないよう願いたい。 ・国の情報について、振興局でもいち早く確認できること。また、振興局限りで、市町の求めに的確に助言ができるよう望む。 ・市が求める振興局と町が求める振興局とでは温度差がある。小規模町の意向が反映されるようお願いしたい。 ・福祉事務所の機能、サービスが低下しないよう配慮願いたい。 ・権限と責任が不明確な現状を解消し、各行政分野ごとに単独の事務所にしてほしい。 ・地域住民の身近な県組織としての役割を奪うことのないようしてほしい。</p>	<p>・振興局において、専門的知識をもった職員重点配置、市町との情報交換など、従前以上に期待したい。 ・環境、農林、税務関係において、専門的な助言を願いたい。 ・職員の派遣などの支援体制を強く望む。 ・振興局の廃止、縮小は避けて通れなくても、事業カットは避けられたい。 ・権限はできるだけ振興局に移譲すべき。</p>	<p>・振興局は、連絡、窓口機能、軽易なハード事業機能のみでもよい。 ・住民生活に直結した部門は充実させる。 ・広域的に実施することが住民にとって望ましいサービスは、県で実施するべき。 ・出来る限り振興局へ権限と財源を移譲してほしい。 ・小規模町の内情、本庁との距離、地域特性等を十分考慮しながら見直しをされたい。</p>
その他	<p>・県民の視点から、県や市の枠を超えて協働すべき事項が多数ある。 ・行政センターの整備構想について真剣に検討を願いたい。</p>	<p>・振興局の見直しに絡み、市町への権限移譲を新たに行う場合、必要な財源についても併せて移譲されるようお願いしたい。</p>	<p>・今回の総合地方機関の再編に向けての県の姿勢は、縮小の結論ありきで、あまりに拙速ではないか。</p>	<p>・早期に、県の見直し原案を提示願いたい。 ・振興局ごとの意見交換の機会をつくってほしい。</p>	<p>・地域によって温度差があるため、意見交換会は、振興局単位で開催してほしい。 ・重要で大きな検討課題にもかかわらず、市町への意見照会の期間が短すぎる。</p>	

# 総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>

市町名：

## 1 総合地方機関の現状と課題について

- ・振興局に言えば県庁の仕事だと言われ、県庁に言えば振興局の仕事だと言われることがある。
- ・東近江地域振興局の田園振興第一課、第二課、愛知川流域田園整備事務所の仕事の区分で、県民から見てわかりにくいところがある。
- ・重複を残し、重複の部分は、パートナーとして互に進めていくべきではないか。県は、専門性を持っているが、現場をよく知っているのは市町であり、補完し合うことが必要である。
- ・県との協働を感じるとともに、県庁との間を取り持つところであり、県を身近に感じる。

(意見・理由)

## 2 現在の総合地方機関に対する評価について

### (1) 地域経営機能について

圏域の一体的、総合的発展を図るため、県域内の総合的な地域経営を行う機能

- ・振興局の存在は小さな町にとってありがたい。圏域振興や、小さな町に対する地域の調整機能を発揮してもらいたい。
- ・地域振興は、本来市が行い、県はその把握に努めるべき。

(意見・理由)

### (2) 総合調整機能について

縦割りで所管されていた事業について部局横断的、機動的な対応を行うため、組織を地域振興局として一体化し、強化された機能

- ・総合調整機能がないと、どこかの観点が抜けてしまうことがあり、振興局の総合調整機能は十分考えてほしい。本庁では複数の部局にまたがる話でも、振興局では1カ所でのいろいろな観点から助言がもらえる。

(意見・理由)

### (3) 市町への支援機能について

県域内の市町の行財政システムの構築の支援、政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進支援機能

- ・基礎自治体として、まだ体制が整っていないところがある。市町の体制整備や地域内調整等で県のリーダーシップを期待したい。

(意見・理由)

(4) 危機管理機能について

現地に近いところで初期対応および情報収集を行うため、県域をエリアとし、地域振興局として総合的な体制で局長の指揮命令のもとに行う危機管理の機能

・ハザードマップなど危機管理体制について検討してもらっている。

(意見・理由)

(5) サービス提供機能について

地域振興局として組織される以前から、各事務所が担ってきた県の地方機関としての行政サービス提供の機能

- ・県民サービス関係行政
- ・税務行政
- ・健康福祉行政
- ・環境行政
- ・森林行政
- ・農業行政
- ・土木行政

・住民は振興局の機能より、県民サービスに関心がある。  
・県職員の専門性を高く評価している。これの活かし方、人的活用について考えてほしい。

(意見・理由)

3 県が総合地方機関の見直しを行う際に、市町として期待すること、考慮してほしいことについて

〔小規模町への配慮〕

- ・どの地域も同じやり方ではなく、小規模町や地域の違いに配慮していただきたい。
- ・振興局の存在は小さな町にとってありがたい。圏域振興や、小さな町に対する地域の調整機能を発揮してもらいたい。(再掲)

〔県の専門性の活用〕

- ・専門性の機能が低下する改革は良くない。
- ・県職員の専門性を高く評価している。これの活かし方、人的活用について考えてほしい。(再掲)

〔振興局の役割・県庁との役割分担〕

- ・振興局に言えば県庁の仕事だと言われ、県庁に言えば振興局の仕事だと言われることがある。県庁と振興局等の役割分担が曖昧なので、振興局に権限移譲を進め、身近な振興局で済むようにしてほしい。(再掲)
- ・県との協働を感じるとともに、県庁との間を取り持つところであり、県を身近に感じる場所。振興局を残しておいてほしい。(再掲)

〔その他〕

- ・地域の方向性や均衡発展を視野に入れた見直しをしてほしい。
- ・経済的、文化的な観点で役割を担えるような体制を整備すべき。

(意見・理由)

4 その他意見等がありましたらご自由にご記入ください。

必要に応じて意見・理由等の欄を広げてご記入ください。

### < 滋賀県・市町調整会議開催経過 >

- 第1回 日 時:平成20年6月2日(月) 10時～11時30分  
場 所:県庁新館7階大会議室  
出席者:(市町)24副市町長等(2市町欠席)  
( 県 )澤田副知事、田口副知事、総務部長、経営企画監 他
- 第2回 日 時:平成20年7月18日(金) 10時～11時30分  
場 所:県庁東館7階大会議室  
出席者:(市町)25副市町等(1町欠席)  
( 県 )澤田副知事、田口副知事、総務部長、総務部次長、経営企画監 他

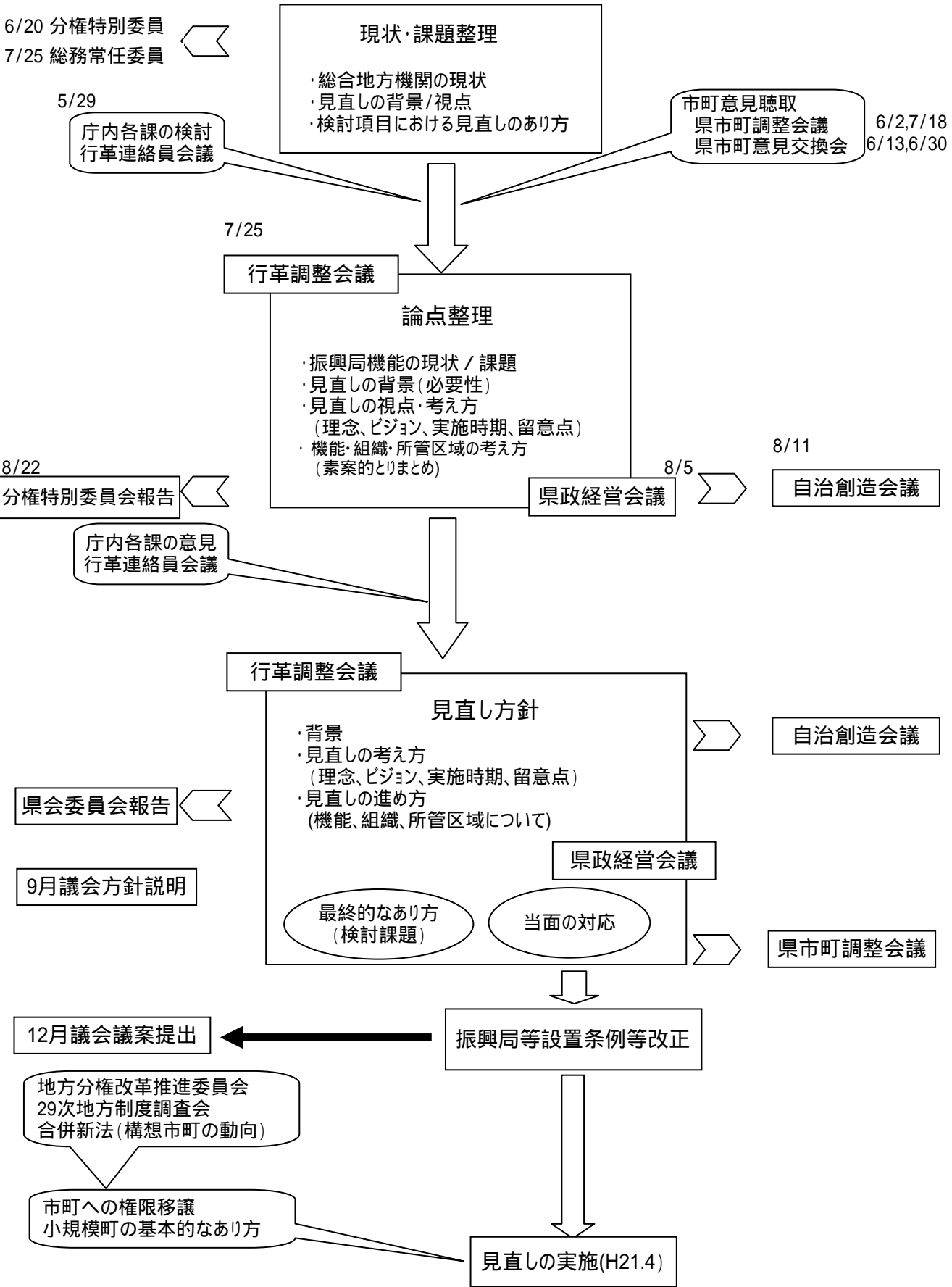
### < 振興局・県事務所についての県市町意見交換会開催経過 >

- 第1回 日 時:平成20年6月13日(金) 10時～11時40分  
場 所:厚生会館別館4階大会議室  
出席者:(市町)24市町総務・企画担当部課長等(2市町欠席)  
( 県 )人事課長、経営企画室長、自治振興課長 他

6月13日(金) 各市町における総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見  
～18日(水) <ワークシート>の作成

- 第2回 日 時:平成20年6月30日(月) 10時～11時30分  
場 所:県庁東館7階大会議室  
出席者:(市町)24市町総務・企画担当部課長等(2市町欠席)  
( 県 )人事課長、経営企画室長、自治振興課長 他

総合地方機関(振興局等)の見直しスキーム



# 総合地方機関のあり方(イメージ)

## 背景

分権型社会  
県・市町の役割

市町合併の進展

市町への権限移譲

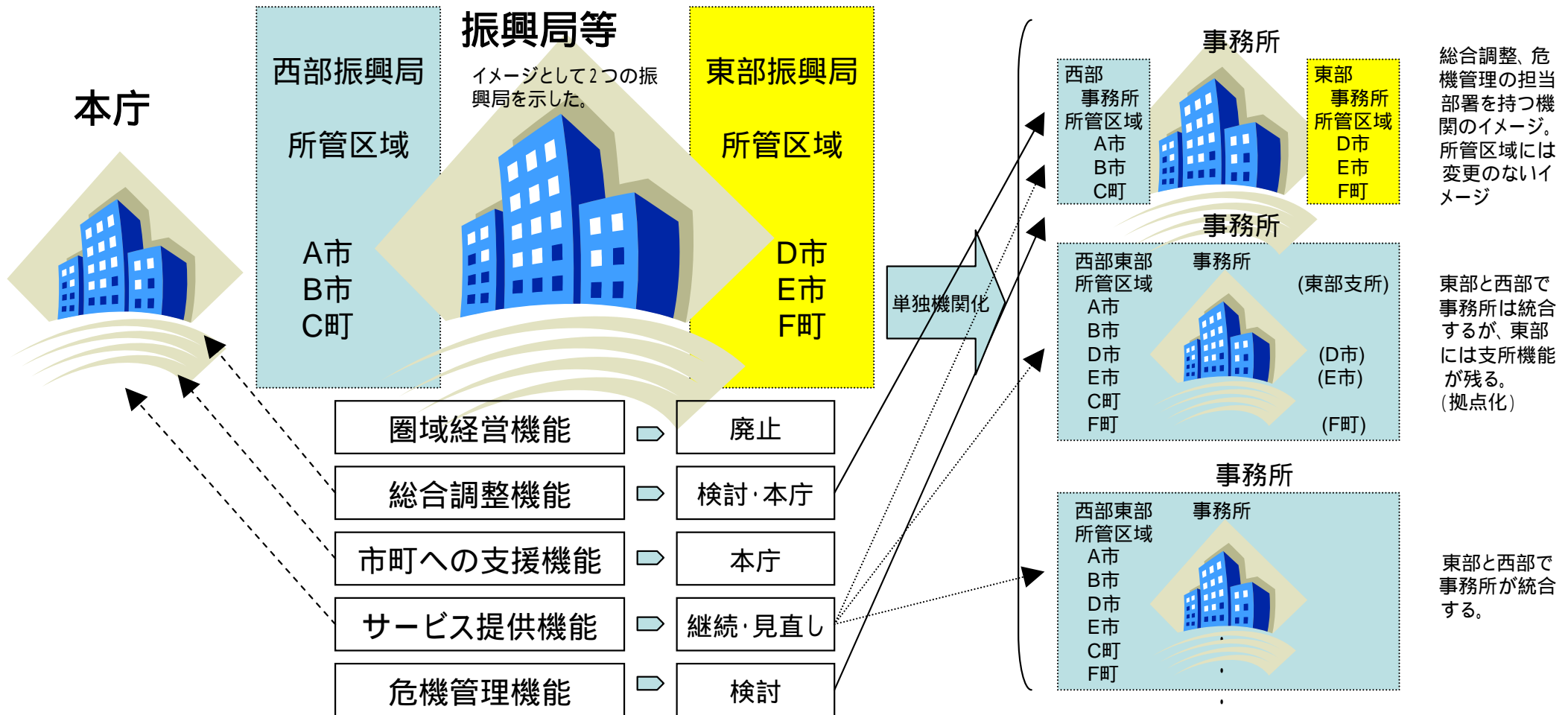
県の組織の見直し

## 視点

分権社会の実現に向けて  
ー総合化から専門化へー

スリムで効率的な  
組織体制へ

県民の視点に立って



総合調整、危機管理の担当部署を持つ機関のイメージ。所管区域には変更のないイメージ

東部と西部で事務所は統合するが、東部には支所機能が残る。(拠点化)

東部と西部で事務所が統合する。

は行政サービスの分野を意味。行政分野の数も現実には増減がある。所管区域については典型パターンを示したものを。



## 平成21年度滋賀県県政経営の基本方針(案)

## 1 未来を拓く共生社会の実現に向けて

## (1) 基本構想への戦略的な取り組み

平成21年度は、「基本構想」のスタートから実質2年目に当たり、諸施策を確実に実施し基本構想の目標達成に向けた足場を築く大変重要な年である。

本県は、毎年度巨額の財源不足が見込まれるという、かつて経験したことのない危機的な状況に直面しているが、こうした中であっても、将来を見据えて、基本構想に掲げた「未来を拓く共生社会」の実現に向けて、直面する様々な課題に的確に対応し、特に必要となる施策について戦略的に取り組むこととする。

## (2) 行政改革の一層の取り組み

今後も県が責任をもって果たすべき役割を将来にわたって担っていくため、県域のあるべき姿や県の政策等の方向性を示す「基本構想」を踏まえ、平成20年3月に「新しい行政改革の方針」を策定したところであるが、今後さらに深刻な厳しい財政状況が見込まれることから、平成21年度においても、「新しい行政改革の方針」に掲げる項目を中心として、行政改革に着実かつ徹底して取り組んでいくこととする。

## (3) 長期の財政収支見通しを踏まえた財政構造のさらなる見直しの必要性

昨年度において、平成20年度から平成22年度までの財政収支見通しを試算したところ、毎年400億円を超える財源不足が見込まれたことから、財政再建団体への転落を回避しなければならないという強い危機感のもと「滋賀県財政構造改革プログラム」を策定し、収支改善に向けた具体的な取り組みを進めるとともに、本年7月には長期の「財政収支見通し」を策定し、公表したところである。

今後、財政構造改革プログラムには反映されていない造林公社問題への対応を含め、長期にわたる多額の財政負担が見込まれることから、財政構造改革プログラムに掲げる収支改善への取り組みを着実に実施するとともに、歳入歳出全般にわたってさらに一層の見直しに取り組んでいくこととする。

## (4) 県政経営の視点

大変厳しい状況の中での県政経営に当たっては、県民の皆さんの理解と協力が不可欠である。このため、見える県政の推進や県民との協働の推進を図るとともに、地域主権の自治の確立を目指すこととする。

## ①見える県政の推進

県政を県民の生活の視点に立ったメリハリのあるものとするため、政策の方向性や重点化に当たっての方針やルールを示すとともに、施策構築や予算編成の検討過程の透明性をさらに高めることが求められる。県民の視点に立ち、よりわかりやす

い県政情報の提供に努めるとともに、幅広く県民に意見を求め、ニーズに対応した施策構築を目指すこととする。

## ②協働の推進

社会的な課題が多様化する中において、様々な場面で多様な主体との協働が必要不可欠である。

これまで、公共的なサービスは専ら行政が提供するという考え方や方法が一般的とされてきたが、複雑化する行政課題や多様化する県民ニーズ等に的確かつ柔軟に対応するために、県民の個々の力が活かされた、ともに支え合う真の協働型県政への転換が必要である。施策構築に当たっては、常に協働の視点をもって行うこととする。

## ③地域主権の自治の確立

地域のことは地域自らが考え解決していく地域主権の自治の確立を目指し、分権型社会にふさわしい施策の推進や仕組みづくりに果敢に取り組み、住民の信頼と希望を寄せる地方政府の実現と誇りと愛着を抱ける地域社会の構築を目指すこととする。

## 2 基本構想の戦略的な取り組み

一段と厳しい財政状況が予測されるため、県民ニーズや緊急度などを勘案し、特に優先すべき施策を選択し、手法の見直し等も行った上で、財源を集中させる、いわばメリハリのある施策展開が必要となっている。

そこで、各地で頻発する自然災害の状況などを踏まえ、「生命」<sup>いのち</sup>を守る政策やそれを守り育て、次世代につなげることなどに重点を置くこととし、平成21年度においては下記の通り重点テーマを設定し、基本構想の実現に戦略的に取り組むこととする。

### ①県民の「生命」<sup>いのち</sup>を守るために

- ・保健医療・福祉提供体制の整備
- ・人を守る、地域を守る災害に強い安全な県土づくり

### ②社会で子育てを支え、子どもの生きる力を育むために

- ・地域が関わる子育て、子育ての環境づくり
- ・自然、文化・芸術等地域資源を活用した教育・体験活動の推進

### ③琵琶湖の保全と脱温暖化対策のために

- ・琵琶湖の水環境および生態系の保全と再生に向けた取り組みの推進
- ・脱温暖化に向けた取り組みの推進

### ④滋賀の特性を活かした産業の育成のために

- ・新しいモノづくり県を目指した事業の創出支援
- ・環境関連産業の創出・育成・集積

### 3 行財政改革の着実な推進

#### (1) 行政改革の一層の取り組み

持続的で安定した経営体への転換を図るため、「新しい行政改革の方針」に掲げる取り組みを強い意志とスピード感をもって徹底して推進することとし、特に、平成21年度においては、下記の項目について重点的に取り組むものとする。

##### ① 県の役割に基づく施策の厳選と組織のスリム化

県が本来担うべき役割に照らし、施策や事業の内容を厳選すること等により、定数削減や振興局の見直しを着実に実施するとともに、試験研究機関や県立学校のあり方検討の前倒し、公の施設の抜本的見直し等により、組織の一層のスリム化に努め、機動性の高い県庁を目指す。

##### ② 施策構築過程の透明化

政策や施策を県民にわかりやすく公表することにより、県民等の意見を広く求めるとともに、施策構築や予算編成過程においても、重点化方針や調整・検討経過について、透明性の高い県政を目指す。

##### ③ 多様な主体との連携による公共サービスの転換

県が専ら担ってきた公共サービスについて、「協働提案制度」や「滋賀県版市場化テスト」の導入等、NPOや企業、県民等の多様な主体と連携した手法への思い切った転換を図ることにより、サービスの品質や柔軟性、効率性を高める。

##### ④ 一層の歳入確保と県有財産の点検・活用促進

収入未済額縮減のための取り組みを一層強化するとともに、県有資産等を活かした、広告事業やネーミングライツ等、戦略的な取り組みにより一層の歳入確保に努める。また、遊休地や福利厚生施設等の県有財産について、利用の現況や今後の見通しについて総点検し、積極的な利活用の促進を図る。

#### (2) 財政構造のさらなる見直しへの取り組み

今後とも長期にわたって巨額の財源不足が見込まれる中で、全庁挙げて財源不足額の縮減に取り組むとともに、今後とも持続可能な形で施策を構築することが不可欠である。

このため、「制度の骨組みを安定的に守り存続させる」という観点や「県として果たすべき役割を見極める」という観点から、直ちにに取り組むものと中長期的に取り組むものの両面からのより一層の見直しを行うこととする。

具体的な見直し項目については別途見直し方針を定める。

### 4 平成21年度予算における「見える化」的予算編成の実施

平成21年度の予算編成においては、昨年度に策定した「滋賀県財政構造改革プログラム」に着実に取り組む一方、本年7月に公表した長期の「財政収支見通し」を踏まえて、「滋賀県基本構想」に掲げる施策の実現に戦略的に取り組むため、創意工夫とメリハリのある予算編成を行う。

また、造林公社問題への対応等、財政構造改革プログラムの策定時に、その影響度を事前に見積もることができなかった課題について、今後、さらなる財政負担が想定

されることから、基本構想の戦略的実現のために、より一層の「選択と集中」の徹底を図る。

予算見積りに当たっては、2に掲げる重点テーマに沿って取り組む具体的施策については、政策課題協議を経て、「重点政策経費」として、所要の予算額を要求できるものとし、重点テーマに沿ったもの以外は、「財政構造改革プログラム」において見込んだ範囲内で経費の予算見積を行う。

その際、当該経費を政策判断のない「一般行政経費」と一定の判断の余地のある「政策経費」に区分し、「一般行政経費」については決められた枠の中で各部局が責任をもって予算額を見積もることとする。

「重点政策経費」と「政策経費」に係る施策については、歳入全体の状況や庁内全体の優先度を十分に検討し、決定するものとする。

## 5 次世代のための責任ある課題解決

この滋賀の地において、将来も、安心して暮らせる社会を築くには、直面する諸課題について、今の世代において責任のある解決方向を見出し、着実に取り組む必要がある。

このため、社会経済情勢の変化や地方分権改革の動向などを踏まえ、解決に際して、制度や仕組みの大幅な変更が必要な課題や多額の経費負担が生じる可能性の高い課題など、将来に大きな影響のある課題については、次世代に負担を持ち越さないよう、計画的かつ積極的に取り組むこととする。